

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成31年3月7日(木)

社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

目 次

1	地域生活支援事業等について	1
2	意思疎通支援について	11
3	障害者の社会参加の促進について	21

○資料

1-1	平成31年度予算(案)の概要(地域生活支援事業等)	32
1-2	地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱新旧対照表(案)	36
1-3	地域生活支援事業実施要綱新旧対照表(案)	203
1-4	地域生活支援促進事業実施要綱新旧対照表(案)	297
1-5	平成31年度地域生活支援事業等補助金執行スケジュール(案)	369
1-6	地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況	370
1-7	平成31年度特別支援事業見直しの概要	371
1-8	移動支援事業の実施体制整備状況(平成29年度)	372
1-9	地域活動支援センターの実施体制整備状況(平成29年度)	373
1-10	2019(平成31)年度障害者総合福祉推進事業指定課題個票	374
1-11	「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」(概要)	375
1-12	ユニバーサルデザイン2020行動計画(抄)	377
1-13	理解促進研修・啓発事業の取組事例	378
1-14	自発的活動支援事業の取組事例	379
1-15	「心のバリアフリー」推進事業の取組事例	380
1-16	障害者に関係するマークの一例(平成30年版障害者白書(抜粋))	381
1-17	厚生労働省ホームページ(ヘルプマークのJISへの追加)	384

2-1	意思疎通支援事業の実施体制整備状況（平成29年度）	385
2-2	要約筆記者指導者養成研修 年度別受講・修了者の推移	389
2-3	失語症者向け意思疎通支援者の養成と派遣について	390
2-4	聴覚障害者情報提供施設 設置状況	391
2-5	障害者ICTサポート総合推進事業の概要	392
2-6	ITサポートセンターの事業取組状況	393
2-7	避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について（例）	394
2-8	平成31年度内閣府防災部門予算案	395
2-9	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について	399
2-10	手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数	400
2-11	「Net119緊急通報システムの導入状況等」の公表	401
2-12	視覚障害者等の読書環境の整備について	402
3-1	障害者の芸術文化活動支援の概要	404
3-2	国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）の案内	410
3-3	身体障害者補助犬関係資料	411
3-4	認定補聴器専門店と認定補聴器技能者	417
3-5	障害者自立支援機器等開発促進事業の概要等	418

1 地域生活支援事業等について

(1) 平成 31 年度予算 (案) について

① 平成 31 年度予算 (案) の概要

地域生活支援事業等は、各自治体が実施主体として、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業である。また、国として促進すべき事業については、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5割又は定額の補助率を確保している。

平成 31 年度予算 (案) における地域生活支援事業費等補助金については、以下のとおり事業の見直しを行い、総額で 495 億円を計上している。

各自治体においては、地域における障害者等の支援の推進を図るため、新設された事業の活用を図るとともに、事業全体が効果的かつ効率的に運営されるよう、引き続き取り組まれない。

なお、現時点での交付要綱及び実施要綱 (案) は、(別添 1-2) から (別添 1-4) までのとおり。実施要綱については、平成 31 年度予算 (案) を踏まえた改正のほか、事業の実施主体を事業ごとの実施要領に明記したほか、間接補助が可能な事業について事業ごとに確認可能としているので、事業実施の検討に当たっての参考とされたい。

(資料 1-1) 平成 31 年度予算 (案) の概要 (地域生活支援事業等)

(資料 1-2) 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱新旧対照表 (案)

(資料 1-3) 地域生活支援事業実施要綱新旧対照表 (案)

(資料 1-4) 地域生活支援促進事業実施要綱新旧対照表 (案)

ア 地域生活支援事業の見直しについて

地域生活支援事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算 (441 億円) を計上している。

平成 31 年度予算 (案) における見直しの内容は以下のとおり。

(ア) 事業の新設等

- ・家庭・教育・福祉の連携による地域における発達障害者等への切れ目のない支援の充実を図るため「家庭・教育・福祉連携推進事業」(市町村任意事業)を創設。
- ・失語症の方の意思疎通支援の充実を図るため、「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」(都道府県必須事業)の対象に「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」を追加する。
- ・障害者自立支援機器を活用した障害のある方の社会参加の更なる促進を図るため、「地域における障害者自立支援機器の普及促進事業」を廃止し、より柔軟な事業の実施や P T や O T などの専門職のアウトリーチによる支援などが行えるよう「障害者自立 (いきいき) 支援機器普及アンテナ事業」(都道府県任意事業)を創設。

- ・「相談支援従事者研修事業」（都道府県任意事業）の対象に「主任相談支援専門員研修事業」を追加する（併せて事業名称を「相談支援従事者等研修」に改称）。

(イ) 事業の拡充

- ・身近な地域で「心のバリアフリー」の推進が図られるよう、「理解促進研修・啓発事業」及び「自発的活動支援事業」（市町村必須事業）の対象事業を拡充。・聴覚に障害のある方の意思疎通支援の充実を図るため、「意思疎通支援事業」（市町村必須事業）の「手話通訳者派遣事業」にタブレットを用いた遠隔手話を導入。

(ウ) その他

- ・「広域的な支援事業」の「精神障害者地域生活支援広域調整等事業」のうち、「災害派遣精神医療チーム体制整備事業」（都道府県必須事業）を医療施設運営等補助金に移管。

イ 地域生活支援促進事業の見直しについて

地域生活支援促進事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算（54億円）を計上している。

平成31年度予算（案）における見直しの内容は以下のとおりである。

(ア) 事業の新設等

- ・医療的ケア児等に対する総合的支援体制を強化するため、「医療的ケア児等総合支援事業」を創設（これに伴い「医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業」及び「医療的ケア児支援促進モデル事業」（児童保護費等補助金）は「医療的ケア児等総合支援事業」のメニュー事業として再編）。
- ・発達障害者の初診待機解消を図るため、「発達障害診断待機解消事業」を創設（これに伴い「発達障害者専門医療機関ネットワーク構築事業」は「発達障害診断待機解消事業」のメニュー事業として再編）。
- ・より効果的かつ計画的な地域生活支援事業の実施のため、地域の関係機関により構築されるプラットフォームを構築し、事業効果の検証等を行う「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」を創設。
- ・障害者の情報アクセシビリティの向上を図るため、「障害者ITサポートセンター運営」、「パソコンボランティア養成・派遣」、「視覚障害者用地域情報提供」（いずれも地域生活支援事業の都道府県任意事業）を「障害者ICTサポート総合推進事業」に統合し、地域生活支援促進事業として新設。
- ・手話通訳士の確保や、地域の意思疎通支援事業従事者の質の向上を図るため、現任職員研修等を行う「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」を創設。

(イ) 事業の拡充

- ・「障害者虐待防止対策支援事業」について、都道府県及び市町村の役割の明確化を踏まえた事業内容の整理及び未実施自治体における整備促進に向け、補助を拡充。
- ・「工賃向上計画支援等事業」について、就労継続支援事業所において利用者に支払う工賃・賃金の向上のための経営改善や販路開拓等の支援や「農福連携」の推進に向け必要となる経費を拡充。
- ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」について、精神障害者に対する地域住民の理解を深めることを目的としたシンポジウムの開催に係る経費を拡充。

② 地域生活支援事業と地域生活支援促進事業の関係

「地域生活支援事業」は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」としている。

他方、「地域生活支援促進事業」は、国として促進すべき事業について特別枠に位置づけ、事業ごとに交付する補助金によりそれぞれの事業を実施するものである。

従って、地域生活支援事業に交付された補助金と地域生活支援促進事業に交付された補助金の配分を変更することはできないので、補助金の事前協議の際には事業費の見積りを適切に行うとともに、執行に当たっては留意されたい。

③ 平成 31 年度配分方針・スケジュール

ア 地域生活支援事業の配分について

地域生活支援事業（特別支援事業を除く。）については、引き続き、自治体による必須事業の着実な実施を支援することを重点課題とし、平成 31 年度における補助金の配分は、平成 30 年度の必須事業の実績を最大限配慮することとする。

当該実績は、交付要綱において定める実績報告に基づくものを参酌しているが、例年、一部の自治体からの提出の遅れにより全体のスケジュールに影響が生じている。自治体におかれては、実績報告について、本年 5 月末日の提出期限を遵守するようお願いしたい。

また、配分については、平成 30 年度と同様に、当初内示と追加内示の 2 回に分けて行うこととしている。当初内示は、今年度に引き続き、基礎的配分と位置づけ、各自治体における地域生活支援事業の実施の停滞を生じないように、自治体ごとに一定の補助率を保証するとともに自治体間の国庫補助割合の均衡を図るなどの調整を行うこととしているので、予め了知されたい。

なお、地域生活支援事業のうち特別支援事業については、各自治体より国庫補助協議をしていただき、内容を精査の上で配分を行うこととしているが、具体的な取扱等については、追ってお示しするので遺漏なきようお願いしたい。

イ 地域生活支援促進事業の配分について

地域生活支援促進事業については、各自治体より国庫補助協議をしていただき、内容を精査の上で配分を行うこととしているが、事業ごとの具体的な取扱等については、追ってお示しする。

ウ 平成 31 年度地域生活支援事業費等補助金の執行スケジュールについて

平成 31 年度の地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業に係る地域生活支援事業費等補助金の執行スケジュールは、別添（資料 1－5）のとおり予定している。

なお、これまで交付申請については、当初内示、追加内示後の 2 回に分けて受け付けてきたが、平成 31 年度においては、執行事務の円滑化等の観点から、当

初内示後の交付申請（従前の1回め）は受け付けず、追加内示後の1回に限り受け付けることとしているので、遺漏なきようお願いしたい。

（資料1－5）平成31年度地域生活支援事業等補助金執行スケジュール（案）

（2）必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組み

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、市町村が実施するものとして必須事業を定めている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要な事業が位置づけられているが、平成29年度末時点において実施体制が整備されておらず、未だ実施していない市町村が見受けられる。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨の申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いしたい。併せて、各都道府県においては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

（3）地域生活支援事業の適正な実施

① 事業者に対する指導等の実施

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な実施が求められているが、これまで、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター機能強化事業等において、事業者の不正受給事案等が生じていた旨の報告を受けている。

また、市町村の任意事業である日中一時支援事業において、預かりを行った乳幼児が死亡するといった事故の報告も受けているところである（なお、当該事故のあった市町村では、有資格専門職員を配置することの義務付けや事故発生時の対応の明確化等を盛り込んだ要綱改正を行うなどの対応をとったとの報告を受けている。）。

各自治体においては、引き続き、事業者に対する指導・点検をお願いするとともに、任意事業における事業者の登録や指定等を行うに当たっても、事業が安全に実施できる体制にあるかなど、慎重に判断されたい。

② 地域生活支援事業等の補助対象外事業

地域生活支援事業等の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱の6の留意事項において次のように明記している。

[引用開始] -----

（4）次に掲げる事業については、補助対象とならない。

ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）
を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

----- [引用終了]

しかしながら、一部の市町村において、

- ・ 人工内耳の体外器など他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としている
- ・ 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」に位置付けている

等、補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去に見受けられた。

各自治体においては、引き続き、補助金の交付申請等に当たり、国庫補助対象外の事業が含まれていないことを十分に確認するようお願いする。

③ 障害特性に配慮したサービス提供の推進

関係団体から、障害福祉サービス事業者と利用者との契約において契約内容を点字、音声等で提供する等、障害特性に配慮した取組みを推進して欲しい旨の意見が寄せられている。

各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

（４）地域生活支援事業における利用者負担

平成 22 年 4 月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについて、これまでの課長会議等において検討をお願いしてきたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いを踏まえ、地域生活支援事業に係る利用者負担について、利用者の負担能力に応じて取り扱われるよう検討をお願いしたい。

特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担の状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないように対応をお願いしたい。

（資料 1 - 6）地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況（平成 30 年度）

（５）平成 31 年度における特別支援事業と特別促進事業の実施方針について

① 特別支援事業について

特別支援事業については、平成 21 年度予算において、「必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図ることを目的」とする事業として、地域生活支援事業の 1 メニューとして創設されたもの。

事業の実施に当たっては、厚生労働省が示す事業例を踏まえ地方自治体において作成される事業計画に応じ、採択を行っているが、平成 31 年度においては、特別支援事業の対象について、

- ・ 「必須事業」の充実等に資するものに限ることを明確化する
- ・ 事業の実施から一定期間を経過し一定の定着が認められる事業等について、地域生活支援事業等に統合する

など、事業の重点化を行うこととしているので、本事業の国庫補助協議を行うことを予定している自治体におかれては、あらかじめ了知されたい。なお、見直しの概要等については、（資料 1－7）を参照されたい。

（資料 1－7）平成 31 年度特別支援事業見直しの概要

② 特別促進事業について

特別促進事業については、平成 29 年度予算において、地域生活支援促進事業が創設された際に「都道府県又は市町村から提出される実施計画等を踏まえ、特に重要な事業について、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助する。」ものとして創設されたもの。

平成 31 年度においては、地域生活支援促進事業が政策的な課題に対応する事業であることを踏まえ、地方自治体で作成する実施計画について、地域における政策課題や定量的な目標を記載するよう様式の見直しを行う予定としているので、本事業の国庫補助協議を行うことを予定している自治体におかれては、あらかじめ了知されたい。

（6）移動支援事業の実施について

① 効果的・効率的なサービス提供

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で、適切な利用時間を設定するなど、真に必要な者にサービスが適切に提供されるようお願いする。

また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組みについても配慮願いたい。

更に、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、実施していない市町村においては活用を図られたい。

（資料 1－8）移動支援事業の実施体制整備状況（平成 29 年度）

② 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業

視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業は、視覚障害者の移動の支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本盲人

会連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図る指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用について検討されたい。

(7) 地域活動支援センターの安定的・効果的な運営の確保

① 地域活動支援センターの安定的な運営の確保

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

(参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税(普通交付税)の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

(資料1-9) 地域活動支援センターの実施体制整備状況(平成29年度)

② 障害者の夕方・休日における余暇活動等の支援について

障害者が日中活動や就労を終えた後の夕方や休日に、余暇活動や地域との交流のための支援を行うことは、地域で自立した生活を営むために有効である。

地域によっては、障害者のこうしたニーズに対応するため、夕方の時間帯や土日に開所している地域活動支援センターもあり、各自治体におかれては、参考としていただき、地域の障害者のニーズ等を踏まえた事業展開を行っていただきたい。なお、こうしたサービスを基礎的事業に加えて実施する場合は、地域活動支援センター機能強化事業の対象となることを申し添える。

また、今後、地域活動支援センター等における夕方の時間帯や土日・休日の運営状況等に関する実態把握を行う予定としているので、ご協力をお願いしたい。

(例1) 地域活動支援センター(立川市)

利用時間 火曜日～土曜日 9:00～17:30(曜日によっては18:30)

事業内容 料理や体操などの余暇活動支援、ピアスタッフを中心としたピア活動、交流スペースの開放等

(例2) 地域活動支援センター(土日・トワイライト事業)

利用時間 平日 15:45～19:00、土日 10:15～15:00

事業内容 余暇活動、入浴、夕食、送迎(平日は通所先施設等まで迎え)

(8) 地域生活支援事業に関する障害者総合福祉推進事業等について

① 障害者総合福祉推進事業（調査研究事業）について

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業「地域生活支援事業の実施状況（実態）及び効果的な実施に向けた調査研究」（みずほ情報総研株式会社）における地域生活支援事業についての実態把握調査については多くの市区町村にご協力をいただき、御礼申し上げます。

平成 31 年度の同事業においては、指定公募課題として「地域生活支援事業を効果的に実施するための計画策定に関する調査研究」を挙げ、地方自治体が、地域生活支援事業の見込量等を第 6 期障害福祉計画に位置付ける際に活用できるワークシートを作成する予定としており、採択団体（選定中）による調査等の実施の際には、引き続き御協力をお願いしたい。

（資料 1－10）2019(平成 31)年度障害者総合福祉推進事業指定課題個票

② 地域生活支援促進事業「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」との連携について

また、平成 31 年度の調査研究事業については、平成 31 年度予算（案）で地域生活支援促進事業として新設を予定している「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」との連携も想定している（事業概要は（資料 1－11）を参照）。

この事業は、市町村・都道府県のいずれもが実施主体となり得ることとしており、実施主体の選定に当たっては、一都道府県当たり 3 自治体を都道府県から推薦いただくこととしている（推薦依頼は追って行う予定）。

また、この事業は、平成 31 年度の調査研究事業とともに、地域生活支援事業の有効性を高め、地域で暮らす障害者等の生活支援を行う上で重要なものと考えており（補助率は 10/10(定額)）、都道府県におかれては、推薦に当たっての管内市区町村との調整及び事業実施の際の密接な連携をお願いしたい。

（資料 1－11）「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」（概要）

(9) 心のバリアフリーを広めるための取組について

① 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」

平成 29 年 2 月 20 日に第一回ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議が開催され、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（以下「行動計画」という。）が決定された。

行動計画に示された心のバリアフリーを広げるための地域における取組や障害のある人による取組については、地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業、地域生活支援促進事業の「心のバリアフリー」推進事業の活用が期待されていることから、各自治体において積極的な取組をお願いしたい。

なお、理解促進研修・啓発事業、自発的活動等支援事業及び「心のバリアフリー」推進事業について、平成 30 年度の取組事例をまとめているので、事業実施に当たっての参考とされたい。

(資料 1-12) ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 (抄)

(資料 1-13) 理解促進研修・啓発事業の取組事例

(資料 1-14) 自発的活動支援事業の取組事例

(資料 1-15) 「心のバリアフリー」推進事業の取組事例

② 障害者等の理解促進に対する取組について

「理解促進研修・啓発事業」や「「心のバリアフリー」推進事業」の実施に当たっては、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介(資料 1-16 参照)等、障害者等に対する理解を深めるための普及・啓発を目的とした広報活動の実施についても引き続きお願いする。

また、障害者等の理解促進に対する取組については、東京都における「ヘルプマーク」や鳥取県における「あいサポート運動」などの取組が実施されているので、参考とされたい。

また、障害者に関するマークの紹介に当たっては、マーク等の配布のみにとどまらず、支援等が必要な者に適切な支援が届くよう、当該マークの持つ意味を広く地域住民に周知することにも併せて取り組まされたい。

(資料 1-16) 障害者に関係するマークの一例(平成 30 年版障害者白書(抜粋))

ア ヘルプマークについて

ヘルプマークは、東京都において、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークである。

都民に対して、電車などでポスターを掲示する等により、ヘルプマークを必要とする方に対して当該マークの所持を促すとともに、ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動を呼びかけている。

また、平成 29 年 7 月には日本工業規格(JIS)に位置付けられ、厚生労働省においても、これを契機に、ホームページへ掲載し、広く周知を図っている。

なお、ヘルプマークについては、東京都作成の「ヘルプマーク作成・活用ガイドライン」に記載の一定の要件を満たす場合に自由に作成・使用できるとされており、地方公共団体がヘルプマークの普及・啓発に取り組もうとするに当たり、東京都に対し、その都度申請し許可を得る必要はない。他方、東京都からは、正しい周知及び利用を促進するため、ヘルプマークの導入及び活用を検討している地方公共団体におかれては、東京都に対し、事前に相談・内容の確認を行うことが望まし

いと言われており、同ガイドラインに記載のある方法で情報提供を行うようお願いしたい。

このヘルプマークについては全国に広がっており、平成30年11月末日時点で、34都道府県で導入されているとのことである。

(資料1-17) 厚生労働省ホームページ（ヘルプマークのJISへの追加）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173500.html>

イ あいサポート運動について

鳥取県では、地域の誰もが障害のある方と共に生きるサポーターになっていただく取組として「あいサポート運動」を推進している。この運動は、様々な障害の特性などを理解するための研修に参加した方を「あいサポーター」として認定し、日常的に「あいサポートバッジ」を着用して、障害のある方が困っているときにちょっとした手助けを行うものである。この運動によって、障害のある方を気軽に手助けしやすい環境づくりを進めるとともに、「障がいを知り、共に生きる」をスローガンとして、障害のある方が暮らしやすい地域社会の実現に向けて取り組んでいる。

この鳥取県で始まった「あいサポート運動」は全国に広がっており、平成31年2月1日時点で、8県12市5町で取り組まれているとのことである。

2 意思疎通支援について

(1) 意思疎通支援の強化等

ア 意思疎通支援事業

地域生活支援事業の必須事業である意思疎通支援事業の実施体制については、資料 2-1 のとおりである。都道府県等におかれては、「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」（平成 25 年 3 月 27 日障企自発 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を参考に、引き続き適切な実施及び実施率の向上に努めていただきたい。

また、社会福祉法人全国手話研修センターによる手話通訳者・手話通訳士の資質向上のための現任研修について、平成 31 年度も引き続き実施することとしているので、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしたい。

更に、平成 31 年度からは、地域生活支援促進事業に「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」を新たに創設し、現に意思疎通支援に携わる者のスキルアップを目的とする研修に対する支援を実施するとともに社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳士試験に向けた講座及び手話通訳士の技術向上のための講座に受講者を派遣する事業を実施することとしている。各都道府県は現任研修の実施、また積極的に受講者を派遣いただきたい。

また、平成 29 年度から、手話通訳者の設置がない市町村窓口等において、遠隔手話通訳サービスを導入した場合にも、地域生活支援事業の対象とすることとしているが、平成 31 年度からは、手話通訳者の派遣事業においても聴覚障害者の所有するタブレット等を用いた遠隔手話通訳サービスによる提供も地域生活支援事業の対象とすることとする。

なお、本対応は聴覚障害者に対する意思疎通支援体制の強化の一手段として、手話通訳者の設置が困難な自治体、手話通訳者の派遣が困難な場合に限り対象とするものと考えており、現在設置や派遣されている手話通訳者の代替として遠隔手話通訳サービスを導入することを想定しているものではないことにご留意いただきたい。

(資料 2-1) 意思疎通支援の実施体制整備状況【都道府県別】

イ 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項

事業実施にあたっては、次に掲げる事項について御留意願いたい。

- 視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努められたいこと。
- 派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと。
- 視覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、点訳や音声訳、読み書きを支援するための代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、必要な支援体制が早期に整備できるよう都道府県における実施も検討されたいこと。また、窓口等において代読や代筆支援を行うにあたっては、利用者それぞれの支

援を行うことが分かるよう音声による案内や表示を行うなどの配慮いただきたい。

- 平成 27 年 12 月の社会保障審議会障害者部会の報告書の指摘も踏まえ、対象者に失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、重度の身体障害、難病を新たに明記し、対象者を明確化したので、引き続き、事業実施について留意されたいこと。
- 平成 28 年 6 月 28 日付障害保健福祉部企画課長通知により、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が入院する際に、意思疎通支援事業が利用可能であることを周知したので、ご留意願いたいこと。
なお、本通知の内容については、平成 30 年 4 月以降、重度訪問介護の訪問先が医療機関に拡大されても、取扱いは変わらないため、併せてご留意願いたいこと。
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については、大都市等の特例により、指定都市及び中核市においても必須事業となっていること
具体的には、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の養成研修及び派遣について必須事業として行うこと。
- また、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催へ向けた国際手話通訳者の養成についても「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」において実施することが可能となっているので、ご留意願いたいこと。
- 「音声コード普及のための研修」については、障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の必須事業である「理解促進研修・啓発事業」を活用する等音声コードの普及を促進していただきたいこと。

ウ 要約筆記者の養成及び派遣

要約筆記者派遣事業については、平成 23 年度に新たに要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成・派遣することとし、平成 25 年度からは、要約筆記者派遣事業には原則として登録試験を合格した「要約筆記者」を派遣することとしているところである。

平成 31 年度も引き続き、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに要約筆記者指導者の養成研修事業を委託することとしているので、特に参加の少ない都道府県等におかれては、積極的に受講者を派遣していただくとともに、その研修修了者を活用して、各都道府県等において確実に養成研修事業を実施していただきたい。

(資料 2 - 2) 要約筆記者指導員養成研修事業の参加状況

エ 失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣

失語症者に対する意思疎通支援については、平成 28 年度に、失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム及び養成研修テキストを作成し、各都道府県障害福祉主管課及び各都道府県言語聴覚士会へ周知したところである。

平成 29 年度以降は、(一社)日本言語聴覚士協会の協力のもと(平成 30 年度以降は同協会へ委託)、養成研修の講師となる人材を養成する「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修」を実施し、各都道府県から受講者が派遣され、受講された。な

お、平成 31 年度は今年度同様に各都道府県 2 名ずつの募集を予定しているため、各都道府県においては参加者の推薦について、ご対応をお願いしたい。

また、平成 30 年度から、地域生活支援事業の「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（都道府県必須事業）」に「失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業」が追加されている。各都道府県においては、支援の全国展開に向け、指導者養成研修修了者を中心として、支援者養成研修事業の実施に取り組むなどの対応をお願いしたい。

また、養成された支援者の派遣については、「意思疎通支援事業（市町村必須事業）」において実施してきたところであるが、平成 31 年度からは市町村域を超える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため「専門性の高い意思疎通支援者派遣事業（都道府県必須事業）」に失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業を加えて実施することとしているので、今後の支援者派遣の実施体制構築に向け、各都道府県及び市町村で連携しつつ進めていただきたい。

（資料 2－3）失語症者向け意思疎通支援事業イメージについて

（2）情報・コミュニケーション支援

ア 視聴覚障害者への情報提供体制

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、障害者基本法第 22 条（情報の利用におけるバリアフリー化等）において、より一層の充実が求められている。

従前から地域における視聴覚障害者への情報提供を行う施設として、視聴覚障害者情報提供施設（身体障害者福祉法第 3 4 条）の整備を各地で進めていただいているところである。同施設では、点字刊行物や録音図書の製作・貸出、聴覚障害者が利用する字幕（手話）入り録画物の製作・貸出、点訳や手話通訳等を行う者の養成や派遣、視聴覚障害者に関する相談等が行われ、障害者の情報・コミュニケーション支援の拠点としての機能を果たしている。

また、東日本大震災直後から被災地への手話通訳者等の派遣や、全国の視覚障害や聴覚障害の団体で構成する現地支援本部の活動を支援するなど、発災時にも大きな役割を果たしており、今後も災害時における被災障害者の安否確認や、避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されている。

このようなことから、聴覚障害者情報提供施設は、平成 24 年度までの「重点施策実施 5 ヶ年計画」、平成 25 年度から平成 29 年度までの「第 3 次障害者基本計画」、今年度 4 月からスタートした「第 4 次基本計画」においても、計画終了年度までに全都道府県に設置することを成果目標として掲げているところである。

しかしながら、平成 30 年 12 月末現在、全国で 53 施設（指定都市を含む）の設置にとどまっていることから、引き続き、未設置の自治体におかれては、設置についての検討をお願いする。

(資料 2 - 4) 聴覚障害者情報提供施設設置状況

イ 視聴覚障害者情報提供施設に係る運営費

点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用については、身体障害者保護費国庫負担金交付要綱に示す基準額により算定することとしている。

また、国際障害者交流センター（「ビッグ・アイ」）が実施する「災害時視聴覚障害者支援リーダー養成研修事業」の研修修了者を活用して、地域において実践的救援訓練を実施した場合、その費用については「施設機能強化推進費」の「総合防災対策強化事業」の対象としているので活用いただきたい。（「「災害時視聴覚障害者リーダー養成研修事業」の研修終了者を活用した地域における実践的救援訓練について」平成 25 年 5 月 20 日付事務連絡）

また、身体障害者保護費国庫負担金については、平成 22 年度の決算検査報告において、対象外経費への不適切な支出についての指摘を受けているため、各自治体においては、引き続き、適正な事務処理に努めていただきたい。

なお、平成 31 年度予算案においては点字図書館における情報化対応特別管理費（点字図書及び音声図書を製作し配信するための経費）の加算単価を増額し、点字図書館における点字図書及び音声図書の製作に係る経費を充実する予定である。各都道府県におかれては、管内の点字図書館と連携し、積極的に活用いただきたい。

ウ 点字図書、大活字図書等の給付

視覚障害者が情報を得るために必要な「点字図書」や「大活字図書」、「DAISY 図書」などについては、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業において利用者の状況等に応じて柔軟に支給できることとなっているので、引き続き、各市町村においては、地域の障害者の実情やニーズ等を十分に踏まえた上で、必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮願いたい。

エ 手話通訳者等の人材養成

都道府県や市町村において開催される手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成及び手話通訳士・手話通訳者の技術向上を図る現任研修については、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し、全国的規模で実施しているところである。平成 31 年度も引き続き同様の実施を予定しているので、積極的に受講者を派遣されるようお願いしたい。

また、平成 25 年度から手話奉仕員養成研修事業を市町村地域生活支援事業の必須事業としたところであり、手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業を社会福祉法人全国手話研修センターに委託して実施しているため、積極的に受講者を派遣していただくようお願いしたい。

さらに、平成 31 年度から、地域生活支援促進事業「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」において、現に意思疎通支援に携わる者のスキルアップを目的とす

る研修に対する支援を実施すること、また社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳士試験に向けた講座及び手話通訳士の技術向上のための講座に受講者を派遣する事業を実施することとしているので、積極的に受講者を派遣いただくようお願いしたい（再掲）。

カ 障害者の情報通信技術の利用機会拡大

情報通信における情報アクセシビリティの向上については、障害者基本計画において、ICTの活用により積極的に推進することとされている。

地域において障害者に対する ICT 支援を総合的に実施することにより障害者の情報アクセシビリティの更なる推進を図るために、平成 31 年度予算案において、地域生活支援促進事業に「ICT サポート総合推進事業」を新たに位置づけることとする。「ICT サポート総合推進事業」では、

- ① 障害者に対する ICT 機器の紹介や貸出、利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点を設置し運営する事業、
- ② 障害者に対し、ICT 機器の利用操作等について支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行う事業、
- ③ 障害者が利用しやすい媒体に加工した地域情報等を障害者がアクセスしやすいネットワークへアップロードする事業、

を行うこととしている。

当該事業の実施にあたっては、専門的な知見を有する外部機関への委託や、視聴覚障害者情報提供施設と連携するなど、効率的・効果的な事業実施に努めていただきたい。また、ICT 機器の紹介や貸出には、ヒアリンググループなどの情報保障を行うための専門的な機器も広く含むこととするため、各都道府県におかれては、積極的に事業実施するよう検討いただきたい。

(資料 2-5) ICT サポート総合推進事業の概要

(資料 2-6) ICT サポートセンターの事業取組状況

オ 電話リレーサービス提供事業の実施について

聴覚障害者が一人で電話を掛けられるよう支援する「電話リレーサービス」について、平成 29 年度から、日本財団の協力のもと、4ヶ所の聴覚障害者情報提供施設に手話通訳や文字通訳に対応するオペレーターを配置し、電話リレーサービスの提供体制を確保する事業を実施している。

平成 30 年度以降は、提供体制の強化を図り、実施施設数やオペレーターを増加しており、より多くの利用者の受入が可能となっている。

利用登録は日本財団のホームページから可能であるため、各自治体においても、聴覚障害者の電話リレーサービス利用が進むよう、聴覚障害者が多く参加する場など様々な機会を活用し事業内容や登録方法等の積極的な周知をお願いしたい。

(参考) 日本財団ホームページ <http://trs-nippon.jp/>

(3) 災害時における視聴覚障害者支援

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策を講じることが重要である。

こうした避難行動要支援者の避難対策について、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府（防災担当）」）をもとに、災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

例えば、三重県（三重県聴覚障害者支援センター）においては、県内の10市町と「災害時における避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する協定」を締結し、発災時に聴覚障害者情報提供施設が聴覚障害者に対して避難情報等の伝達や安否確認等の活動を行うこととする取組が行われている。（（参考）三重県聴覚障害者支援センターホームページ <https://www.deaf-mie-center.com/>）

特に、視聴覚障害者については、災害発生時には、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、

- ①避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保への配慮を、
- ②避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援、災害時に活用可能なラジオや聴覚障害者用情報受信装置などを活用した情報提供など障害特性に応じた配慮を

お願いしたい。

（資料2-7）避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について（例）

さらに、被災した障害者に対する支援を行った関係団体によると、被災した視聴覚障害者の中には、補装具や日常生活用具をはじめとする障害福祉施策に関する情報を持たない者も多くいたと報告されていることから、日頃より福祉制度に関する情報提供や周知を行うよう配慮をお願いしたい。

また、避難所（福祉避難所を含む。）及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用が可能であるとともに、避難訓練等の災害対策活動を実施する場合には同事業の「自発的活動支援事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いするとともに、内閣府（防災担当）の災害予防関係事業についても活用が可能であることから併せて周知をお願いしたい。

（資料2-8）平成31年度内閣府防災部門予算案

(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/yosan/index.html>)

なお、福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」(日本赤十字社 HP : <http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/document/>)が公表されているので参照されたい。

(4) 盲ろう者向け福祉施策

「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、平成 25 年 4 月から都道府県地域生活支援事業の必須事業としているところであるが、都道府県のみならず、指定都市及び中核市においても実施していただくようお願いしたい。

なお、指定都市及び中核市において盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業が実施されるまでの間も、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が受けられるよう都道府県と連携するようご留意いただきたい。

(資料 2 - 9) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について

また、平成 30 年 4 月から盲ろう者に対する同行援護を盲ろう者向け通訳・介助員が提供した場合の加算が新設されたが、外出支援を中心とした同行援護の利用がなじまない場合や、地域資源の事情等により、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の実施が必要な場合があると考えられるので、引き続き本事業の推進が図られるようお願いしたい。

同じく、養成研修事業についても、平成 25 年度から都道府県地域生活支援事業の必須事業としているところであり、全都道府県において実施していただくとともに、指定都市及び中核市においても実施していただくようお願いしたい。

同養成研修事業の講師については、「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修会(平成 27 年度までは「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」)(社会福祉法人全国盲ろう者協会において実施)や、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会」(国立障害者リハビリテーションセンターにおいて平成 27 年度まで実施)の修了者が望ましいので、活用をお願いしたい。また、全国での研修実施体制確保のため、「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修会」へ積極的に受講者を派遣されたい。

なお、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」の実施に当たっては、「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について(平成 25 年 3 月 25 日障企自発 0325 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)」をお示ししており、このカリキュラムを参考に同事業の実施に努めていただきたい。

(5) 行政機関における視聴覚障害者等への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野にお

いて対応いただいているところであるが、平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の動向を踏まえ、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、厚生労働省においては、平成 28 年度に、庁舎内の点字ブロックの拡充や、来訪者受付への情報支援機器（聞こえをサポートするスピーカー及び遠隔手話通訳サービス等が利用可能なタブレット）の設置を行ったところであるが、各自治体におかれても、情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、引き続き円滑な対応に努められるようお願いしたい。

特に、手話については、障害者基本法の一部を改正する法律が平成 23 年 8 月 5 日に公布・施行され、第 3 条において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と、手話が言語として位置付けられたことから、手話通訳者の設置などについて一層の配慮をお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、東日本大震災の例も教訓として、以下の点について徹底した取組みをお願いしたい。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話番号以外に F A X 番号又はメールアドレスの周知

[参考 1] 内閣府HP

- 「身につけよう心の身だしなみ」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midasi.html>

- 「共生社会をみんなで作るために」（絵で見る心の身だしなみ）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の身だしなみー」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

[参考 2] 国土交通省HP

- 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html

(6) 手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については、第30回試験（平成30年度）の合格発表が平成31年1月31日（木）に行われたところである。

（資料2-10）手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

第31回試験（2019年度）についても、以下のとおり全国3会場において、学科試験と実技試験を2日間の日程で実施される予定となっているので、各都道府県等においては、関係機関、関係団体への周知をお願いしたい。

第31回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成31年10月5日（土）〔会場：東京、大阪、熊本〕

実技試験 平成31年10月6日（日）〔会場：東京、大阪、熊本〕

また、平成31年度より、地域生活支援促進事業「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」において、聴力障害者情報文化センター実施する手話通訳士試験に向けた講座及び手話通訳士の技術向上のための講座について管内より各都道府県、指定都市及び中核市が受講者を選定し、派遣する事業を実施することとしているので、手話通訳士試験に向け積極的に受講者を派遣いただきたい（再掲）。

（7）「Net119緊急通報システム」の周知等について

平成29年3月、聴覚・言語機能障害者が、スマートフォン等を用いて、いつでも全国どこからでも音声によらずスマートフォン等から簡易なボタン操作により緊急通報を行うことができるシステム（Net119緊急通報システム）に関する報告書がとりまとめられ、現在、当該システムの導入が全国の消防本部で進められている。

Net119緊急通報システムを利用するためには、地域の消防本部へ事前登録が必要となるが、利用者となる聴覚・言語機能障害のある方々が全国のNet119緊急通報システム導入地域と未導入地域を把握できるよう、各消防本部におけるNet119緊急通報システムの導入状況及び導入時期を消防庁ホームページにおいて公表している。

Net119緊急通報システムは、聴覚・言語機能障害がある方々の安心・安全に大きく貢献するものであることから、当室からも各都道府県・指定都市・中核市の障害保健福祉主管課あてに当該システムの普及状況に関する事務連絡（平成30年12月21日付）を发出しており、消防防災主管部等と連携の上、市町村における広報や聴覚・言語機能障害者や関係団体への周知をお願いしたい。

（資料2-11）「Net119緊急通報システムの導入状況等」の公表

（8）視覚障害者等の読書環境の向上について

本年1月1日より、視覚障害者等が利用しやすい様式の複製物を国境を越えて交換

することを可能とするマラケシュ条約の発効及びこれまで視覚的に著作物を認識できない者を対象としていた著作物の複製に係る権利制限受益者について、肢体不自由等の障害によって書籍を読むことが困難な者を広く対象とし、録音図書等の製作等を許諾なく行えるようにする改正著作権法が施行されたところである。

これらの状況を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備に向け、平成31年度予算案において、以下の予算を計上している。各都道府県におかれては、各事業が円滑に進むよう検討及び準備を進められたい。

ア 身体障害者保護費負担金（点字図書館等事務費）における加算単価の増額
身体障害者保護費負担金の情報化対応特別管理費（点字図書及び音声図書を製作し配信するための経費）の加算単価を増額し、点字図書館における点字図書及び音声図書の製作に係る経費を充実する予定である。
各都道府県におかれては、管内の点字図書館と連携し、積極的に活用いただきたい（再掲）。

イ 「障害者ICTサポート総合推進事業」を地域生活支援促進事業として創設
平成31年度予算において、地域生活支援事業（都道府県任意事業）であった「障害者ITサポートセンター運営」、「パソコンボランティア養成・派遣」、「視覚障害者用地域情報提供」を統合し、地域において障害者に対するICT支援を総合的に実施することにより障害者の情報アクセシビリティの更なる推進を図るため、「ICTサポート総合推進事業」として新たに地域生活支援促進事業に位置づける（再掲）。

各都道府県におかれては、視覚障害者等が読書をする際に必要となる支援機器の紹介やパソコン等の利用支援、また地域の情報を視覚障害者等が利用しやすいネットワークへアップするなどにあたり、当該事業を積極的に実施するよう検討いただきたい。

ウ サピエ（視覚障害者情報総合ネットワーク）の利用促進
サピエ（視覚障害者情報総合ネットワーク）は、視覚障害者等がインターネットを通じて全国どこにいても点字図書や音声図書をダウンロードし読書ができるネットワークである。今後、サピエの利用者や蔵書の増加が見込まれることから、サピエのサーバーの強化を図るとともに利用者支援の観点から利用する際の相談窓口となるコールセンターの設置運営等に係る費用を計上している。
各都道府県におかれては、管内の障害者へのサピエの利用促進、また管内公共図書館等のサピエ加入・活用について、積極的な周知を図られたい。

（資料2-12）「視覚障害者等の読書環境の整備について」

3 障害者の社会参加の促進について

障害者の社会参加の促進は、共生社会の実現のために極めて重要であることから、厚生労働省としても、様々な支援を行っているところであり、このうち、芸術文化活動、身体障害者補助犬、補装具費支給制度及び日常生活用具給付等事業、障害者自立支援機器に関しては、次のとおり促進することとしている。

(1) 芸術文化活動の振興

ア 全国障害者芸術・文化祭

全国障害者芸術・文化祭については、国民文化祭の開催都道府県を開催地として実施することを原則としており、平成 29 年度からは、開催期間も同一となって一体的に開催されている。開催都道府県においては、引き続き、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭が相互に連携し、障害の有無に関わらず文化芸術の創造、発表、鑑賞の機会の充実・拡大を図っていただくとともに、国民の障害への理解をより一層促進されたい。

なお、平成 31 年度（第 19 回）以降の障害者芸術・文化祭の開催地については、次のとおり予定しているので、管内市町村、関係団体等へ周知いただくとともに、文化施策担当部局とも緊密に連携の上、本大会への積極的なご協力をお願いしたい。

第 19 回 新潟県（2019 年 9 月 15 日～11 月 30 日予定）
第 20 回 宮崎県（予定）
第 21 回 和歌山県（予定）

また、平成 29 年度から、全国障害者芸術・文化祭が、各地域のサテライト開催と連携・連動した大会となるよう、開催都道府県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図っていることから、各都道府県におかれては、開催都道府県との連携に努められたい。

<障害者芸術・文化祭のサテライト開催>

障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業については、これまで地域生活支援事業のメニューであったものを、平成 29 年度から地域生活支援促進事業に位置付け、全国障害者芸術・文化祭の全国的な機運醸成を更に図ることとしたので、各都道府県におかれては、本事業の活用について積極的にご検討いただきたい。

イ 障害者芸術文化活動普及支援事業の実施

平成 29 年度からスタートした「障害者芸術文化活動普及支援事業」では、平成 26 年度から 28 年度まで実施した「障害者の芸術活動支援モデル事業」で培った支

援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図り、地域における障害者の自立と社会参加を促進することとしている。

平成30年度からは、本事業のうち「各都道府県レベルにおける活動支援」について、実施主体をこれまでの民間団体から都道府県へ変更している。都道府県が中心となって地域の障害者団体や芸術文化団体・施設と連携を図り、より効果的かつ実効的な支援体制を構築し、障害者の芸術文化活動への支援を引き続き進めていきたい。なお、本事業の実施にあたっては、障害担当部局と文化担当部局で情報共有し、進めていきたい。

また、多くの都道府県で事業が実施されるよう必要となる予算を平成31年度予算案に計上したところである。各都道府県においては、積極的に本事業を活用いただき、障害者の芸術文化活動にかかる支援体制の整備を図っていただきたい。

（資料3-1） 障害者の芸術文化活動支援の概要

ウ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

第196回通常国会において、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が可決・成立し、6月13日に公布・施行された。本法律は、障害者基本法及び文化芸術基本法の基本的な理念にのっとり、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするものである。

本法律第7条では、文部科学大臣・厚生労働大臣が、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の基本計画を定めることとされており、現在、文化庁と厚生労働省が連携し策定を進めているところである。関係省庁による「障害者文化芸術活動推進会議」及び学識経験者等で構成される「障害者文化芸術活動推進有識者会議」を開催し、各省庁及び関係者の御意見を伺いながら国の基本計画をまとめたところであり、パブリックコメントの実施及び各府省庁との協議を経て、今年度中に各自治体に周知する予定である。

本法律第8条においては、「地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされている。ついては、各自治体においても障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるとともに、本法律の趣旨を鑑み、障害者による文化芸術活動の推進をより一層促進していただきたい。

エ 芸術文化活動及びレクリエーション活動等の推進

芸術文化活動やレクリエーション活動等を通じた障害者同士の交流や余暇の充実等を図る観点から、障害者の作品展やレクリエーション教室の開催、障害者が運動に親しむ機会の提供等に関する支援については、地域生活支援事業の「レクリエーション活動等支援」及び「芸術文化活動振興」の対象としているので、都道府県及び市町村においては、積極的に活用されたい。

(2) 「国際障害者交流センター」の活用

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、全館にバリアフリー設備を整え、あらゆる者にとって利用しやすい21世紀のノーマライゼーションのモデル施設である。

ビッグ・アイは、最大300席の車椅子席を設定でき、障害のある者も障害のない者も利用可能な多目的ホールや、研修室、車椅子利用でも余裕の広さがある宿泊室を備えており、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催している。

各都道府県においては、積極的な施設利用及び主催事業の関係機関への周知・案内について、引き続きご協力をお願いしたい。

(資料3-2) 国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）の案内

(詳細については、センターHP「<http://www.big-i.jp/>」を参照。)

併せて、災害時に障害者への支援を行うボランティアリーダーを養成する「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成研修事業」、東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材を養成する「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」を実施しており、引き続き平成31年度も実施を予定しているため、関係機関への周知をお願いしたい。

(3) 身体障害者補助犬について

ア 身体障害者補助犬育成促進事業の活用

使用者とともに身体障害者補助犬が、地域社会で円滑に受け入れられるためには、使用者と受入側の相互の理解を深めることが重要である。これまでも補助犬の育成や理解促進等を行う「身体障害者補助犬育成促進事業」を地域生活支援事業の都道府県事業として実施してきたところであるが、平成30年度より、本事業を国として促進すべきものとして、地域生活支援促進事業に位置付け、1/2の補助率を確保し、質の高い事業実施を図ったところである。

本事業の内容は以下の通りである。

- ① 補助犬の育成
- ② 育成計画の作成
- ③ 理解促進、普及・啓発

①は、補助犬を育成するための訓練を実施する事業であり、盲導犬、介助犬及び聴導犬のすべてを育成することが望ましい。なお、本事業の実施にあたっては、

補助犬を使用するための訓練を希望する者の障害等の状況や生活環境などを十分確認するとともに、適切な訓練事業者の選定に留意いただきたい。

②は、補助犬の育成にかかる計画を作成する事業である。計画の作成にあたっては、補助犬に関するニーズ並びに訓練事業者の育成状況（育成可能頭数等）を把握するとともに、近隣自治体等の動向等を踏まえた計画的な対応が可能となるよう、広域的な連携体制を構築するよう努めていただきたい。なお、当該育成計画についても①の事業と同様に、盲導犬、介助犬及び聴導犬の全てについて作成することが望ましい。

③は、地域住民等に対するイベント等の開催、広報など、補助犬に対する理解促進や補助犬の普及・啓発を図るための取組を行う事業である。障害者の自立や社会参加を進める上で、補助犬に対する理解を進め、補助犬使用者及び補助犬が円滑に施設等を利用できる環境作りは重要であることから、各自治体において理解促進、普及・啓発に努められたい。

なお、本事業の実施に当たっては、障害者団体、訓練事業者その他必要と認められる関係者との連携を図られたい。

各都道府県におかれては、管内市区町村と連携の上、本事業を積極的にご活用いただき、身体障害者補助犬法の趣旨を踏まえつつ、良質な補助犬の育成、育成計画の作成、普及啓発に、積極的に取り組んでいただきたい。

イ 訓練事業者との情報共有について

介助犬、聴導犬の認定は身体障害者補助犬法に規定する指定法人により行われており、認定の状況等に関しては指定法人より厚生労働省に報告・届出を行うこととなっている。

しかしながら、指定法人と訓練事業者との情報共有が行われておらず、適切に報告・届出が行われなかった事例がみられた。指定法人が身体障害者補助犬の状況を的確に把握するためには、訓練事業者との情報共有が欠かせないものであるため、都道府県等におかれては、訓練事業者が補助犬使用者の状況を定期的に確認した上で適切な支援をするとともに、認定を行った指定法人との情報を共有できるよう、指導・助言をお願いする。

また、身体障害者補助犬の訓練事業は第二種社会福祉事業であり、事業の開始にあたっては事業を実施する都道府県において届出を行うこととされている。厚生労働省では、各都道府県等にご協力いただき、訓練事業者等の情報をホームページに掲載し、情報提供を行っている。都道府県等におかれては、訓練事業者に関する情報の変更（新設、名称変更、移転等）の届出があった場合は、速やかに当室へお知らせいただくよう、お願いする。

ウ 制度の理解促進、普及啓発

身体障害者補助犬の使用者が地域で安心して生活するためには、地域において補助犬及びその使用者に対する正しい理解の促進が重要である。

一方、一部の医療機関や、飲食店等において、未だに身体障害者補助犬の同伴が拒否される例が散見されるところであることから、都道府県におかれては、障害者差別解消法の趣旨を踏まえつつ、制度の周知徹底をお願いするとともに、前述の「身体障害者補助犬育成促進事業」を積極的に活用いただく等により、理解促進、普及啓発に努めていただくよう、お願いする。

厚生労働省では、これまでも「身体障害者補助犬法」の趣旨に沿って、リーフレット・ステッカー等の作成・配布や普及啓発イベントの開催等により、各自治体のご協力も得ながら、身体障害者補助犬やその使用者に対する国民の理解の促進に取り組んできたところである。

リーフレット等の広報ツールについては、補助犬の理解促進や普及啓発を更に進めるため、新しいデザインのリーフレットとポスターを作成し、今年度中に都道府県に送付する予定であるので、補助犬に対する理解促進や普及啓発のためにご活用いただきたい。

企業や一般の方への補助犬リーフレット等の配付については、各自治体の担当者から適宜対応いただいているが、これまで、企業等から当室へ直接連絡があった場合は、当室が直接対応してきたところである。しかし、地域における補助犬の普及啓発の取組みを促進するためには、本リーフレット等が、管内においてどのように活用されているかを把握しながら取り組むことが有効であると考えられることから、施設、店舗、団体等からのリーフレット等の送付依頼が当室にあった場合は、所在する自治体の身体障害者補助犬法窓口を紹介するので、適宜送付いただく等ご対応いただきたい。

なお、管内施設等からのリーフレット等送付依頼への対応や都道府県や市町村が行う普及啓発活動において、厚生労働省作成のリーフレット等が必要な場合には、以下の連絡先までご連絡いただきたい。

(連絡先) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 社会参加支援係
TEL : 03-5253-1111 (内線3073)

エ 海外から来日する補助犬使用者への対応について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、海外の身体障害者や補助犬使用者の来日が想定されるため、円滑に受け入れるための対応が必要である。

そのため、厚生労働省では、今般、海外から渡航してくる補助犬使用者と補助犬の受け入れに対応するためのガイドライン（「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン」）を作成し、海外からの補助犬使用者の対応窓口となる、国内の補助犬の認定団体へ通知し、受け入れの円滑化に向けた取組を始めた。

また、都道府県等に対しては、「海外から短期間来日される補助犬使用者への対応について」（平成30年11月21日事務連絡）を発出し、海外から短期間来日する補助犬使用者が国内の施設等を円滑に利用できるように、管内市区町村、関係機関及び関係団体等への幅広い周知を依頼したところである。

本ガイドラインにより、海外から来日される補助犬使用者には、認定団体が認めた場合、日本の補助犬使用者に交付される認定証に準じた「期間限定証明書」が交付されるとともに、国内の移動の際は日本の補助犬と同様、「表示」をしていただくこととしている。については、「期間限定証明書」や「表示」のある海外からの補助犬使用者及び補助犬が、日本の補助犬使用者及び補助犬と同様、国内の施設等を円滑に利用できるよう、改めて特段のご配慮をお願いする。

なお、本ガイドラインについては、下記の厚生労働省HPや、海外向けポータルサイトに掲載する等して普及啓発を図っているため、ご参考にされたい。

[参考] 厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>

海外向けポータルサイト“Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities” Portal Site

http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html

(資料3-3) 身体障害者補助犬関係資料

(4) 補装具費支給制度

ア 補装具費の適切な支給に向けた取組の推進

補装具費支給制度の運用にあたっては、申請者の利便性の向上を図りつつ、公平かつ適正に支給されるよう、各自治体において様々な取組を行っていただいているところである。申請者の状況を適切に判定し、支給決定された補装具が確実に申請者に引き渡されるよう、引き続き補装具費の適正な運用に向けた取組をお願いする。

また、平成30年度に導入した借受けの円滑な運用には、身体障害者更生相談所による技術的助言が重要であるとともに、身体障害児の補装具費支給意見書を記載する指定自立支援医療機関との連携が欠かせないため、身体障害者更生相談所や指定自立支援医療機関が市町村と十分連携できるよう、ご配慮をお願いする。

さらに、今年度行った調査研究によると、特に身体障害児に対する補装具費の支給について、意見書を記載する等により関わっている指定自立支援医療機関に対して、補装具費の基準告示や事務取扱指針等の必要な情報が届いていない例が散見されたため、関係する機関に確実に情報を伝達するようお願いする。

当室へは、これまでも、下記のような取組の好事例について報告を受けてい

るところであり、各自治体におかれては、これらを参考としつつ、各地域の状況に応じた工夫を行っていただくとともに、補装具費の適切な支給に向けた全国を取組を推進するためにも、各自治体における取組の好事例について、積極的に情報提供いただきたい。

【取組例】

<都道府県域が広大な自治体の場合の対応>

- ① 身体障害者更生相談所（支所を含む）の複数設置
- ② 巡回相談（判定）の実施

<適切な補装具取扱い業者を選定するための対応>

- ① 事業者の専門性の確認（「認定補聴器専門店」等の民間認定を含む）
- ② 取扱い種目に対応した専門知識を有する者の配置状況の確認（「認定補聴器技能者」等の民間資格を含む）

（資料3-4）認定補聴器専門店と認定補聴器技能者

<適切な補装具の引き渡し・使用状況の確認等を行うための対応>

- ① 処方に係わった医療機関との連携の強化による補装具使用状況の確認
- ② 補装具の引渡し後、直接又は写真の提出等により、支給決定内容との突合・確認を行う

また、身体障害者手帳のカード交付可能化に伴い、身体障害者手帳の記載事項から「補装具費の支給に関する事項」が削除されるため、各自治体におかれては、補装具費支給事務に支障が生じないように留意されたい。

世界的に義肢装具技術の向上と教育の普及・標準化をめざす国際学術会議である「第17回国際義肢装具協会世界大会」が、2019年10月5日～10月8日まで兵庫県神戸市で開催され、「介護リハビリロボット見本市」等の支援イベントが行われる予定である。各自治体におかれては、積極的な参加と周知をお願いする。

イ 難病患者等に対する補装具費の取扱い

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても補装具費の支給対象となっている。

各市町村におかれては、障害者総合支援法に基づく補装具が必要と認められる難病患者等に対し、補装具費の支給を行う必要があるが、難病患者等から支給の相談及び申請が行われた場合には、身体状況や生活環境を考慮するなど、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

ウ 介護保険との適用関係

補装具費と介護保険制度との適用関係については、車椅子など補装具と同様の品目は介護保険サービスによる保険給付を優先して受けることが基本となるが、標準的な既製品ではなく、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者に

については補装具費を支給して差し支えないこととしている（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」平成19年3月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知参照）。このため、各市町村におかれては、障害者等の年齢によって一律に介護保険給付を優先適用させることなく、障害者等の個別の状況を考慮した上で適切に判断するようお願いする。

エ 耐用年数の取扱い

耐用年数は、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、補装具費の支給を受けた障害者等の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なるものと考えられる。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の障害者等の実情に沿った対応が行われるよう十分な配慮をお願いする。

オ 子供用車椅子について

子供用車椅子については、外見がベビーカーに似ていることから公共交通機関や公共施設においてベビーカーと誤認され、利用時に必要な介助が受けられないなど認知度の低さに伴うトラブルが発生している例があり、現在、民間団体や国土交通省において子供用車椅子の理解を促すための取組が行われているところである。各自治体におかれても子供用車椅子について、より多くの方々に理解していただくよう周知をお願いする。

(5) 日常生活用具給付等事業

ア 日常生活用具給付等事業の適正な実施等

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組により、平成29年度実績では、ほぼ100%の市町村で実施している。

本事業は事業費が年々増加傾向にあることから、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において、効果的な事業実施が図られる必要がある。

このため、各市町村においては、過去に国が定めた基準額や実施方法等にとらわれることなく、ニーズを把握した上で実勢価格の調査を行う等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額等となるよう見直しに努められたい。

特に、ストーマ用装具については、購入価格につき、複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するほか、紙おむつ等については、適宜、使用の必要性やその使用実績、納品状況、実勢価格の調査を行うこと等により適切な給付となるよう努められたい。また、対象種目の選定にあたっては、健康保険制度など他制度で適用される用具ではないことを確認した上で、厚生労働省告示により定める用具の要件に該当するかどうかを判断し、要件を満たさない用具を支給することなく適切に運用するようお願いする。

なお、財源の状況等により一律に給付が行われないなど、必要な方への給付が制

限されることがないように、ご留意いただきたい。

【他制度で適用される用具の例】

○人工内耳の体外器、人工鼻（健康保険により対応）

【厚生労働省告示に定める用具の要件に該当しない用具の例】

○パソコン、タブレット（一般的に普及していると考えられるもの）

○電池（一般的に普及している消耗品と考えられるもの）

イ 日常生活用具給付等事業の耐用年数の取扱い

日常生活用具の耐用年数については、各自治体の判断により決めていただいているところであるが、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合等には、耐用年数にかかわらず、柔軟に日常生活用具の給付等を行っていただきたい。

ウ 難病患者等における日常生活用具給付等事業の取扱い

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても日常生活用具給付等事業の対象となっている。

各市町村におかれては、障害者総合支援法に基づき、必要と認められる難病患者等に日常生活用具の給付等を行う必要があるが、給付等の相談並びに申請が行われた場合には、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

（6）ヒアリンググループ等の普及促進について

ヒアリンググループとは、劇場や体育館などの床や運動場にアンテナ線をループ上に敷設し、磁界を発生させることにより、その中にいる難聴者の補聴器や人工内耳に、目的の音声だけをクリアに届けることができる設備であり、聴覚に障害のある方に対する情報保障の観点から、非常に有用な方法の一つと考えている。

そのため、平成 31 年度予算案の地域生活支援促進事業に新設した「障害者 ICT サポート総合推進事業」において、貸出用のヒアリンググループを整備する取組等を補助対象とする等、聴覚に障害のある方への情報保障を促進することとしている。

については、当該事業の活用等により、各自治体においてもヒアリンググループ等の更なる普及や活用に積極的に取り組んで頂くようお願いする。

また、平成 31 年度障害者総合福祉推進事業において、ヒアリンググループを含む集団補聴システムの普及実態に関する調査研究を実施し、自治体等の集団補聴システムの敷設状況等について実態把握をする予定であるので、回答に御協力いただくようお願いする。

（7）障害者自立支援機器等

ア 障害者自立支援機器の開発・普及促進

障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者のニーズを踏まえた使いやすい自立支援機器の開発・普及促進が重要である。そのため、機器の製品化に要する費用の一部を補助することにより、新たな企業等の参入を促すとともに、適切な価格で障害者が利用しやすい機器を製品化し、普及を図ることを促進しているところである。

当該補助を行っている「障害者自立支援機器等開発促進事業」においては、来年度、障害者のニーズが高い機器の開発を進める観点等から、以下の見直しを行うこととしている。

- ① 障害者のニーズが高いと見込まれる支援機器を予め特定し、開発する企業等に対して補助を行う事業（製品種目特定型事業）を新設し、中小企業については、補助率を10/10（初年度のみ）とする。
- ② 前年度の決算（単体）において、資本金の額が10億円以上であり、かつ、売上高が1千億円以上である会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社をいう。）は本事業の対象外とする。
- ③ 補助金により開発された成果により、相当の収益があった場合にかかる収益納付の仕組みを導入する。

なお、機器の開発を行う企業等については、厚生労働省が公募にて決定することとしている。

イ シーズ・ニーズマッチング交流会の開催

「シーズ・ニーズマッチング強化事業」では、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映させた機器開発を促進するため「シーズ・ニーズマッチング交流会」を開催し、実用的な製品の開発に寄与するとともに、障害者自立支援機器の分野への企業の新規参入を促進しているところである。近年は東京、大阪、福岡の3ヶ所で開催しており、ニーズ側の障害当事者・団体及びシーズ側の開発企業等、双方から有意義であった旨のご意見をいただいているところである。各自治体の職員等にとっても、障害者のニーズの把握や実際に支援機器に触れる場として大変有意義なものと考えている。

2019年度は、より使いやすい製品化に繋がるよう、企業等と障害当事者及び医療福祉専門職等の交流が更に図られるよう工夫する等、内容の充実を図ることとしているので、各都道府県におかれては、管内市区町村、医療福祉関係団体及び福祉機器開発関連企業等に対して周知を図っていただくとともに、障害保健福祉関係部局や産業振興関係部局等の担当職員とともに積極的な参加をお願いしたい。

ウ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システム

公益財団法人テクノエイド協会において、障害当事者や介護者等から、福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究

開発につなげるためのシステムを構築し、平成22年2月から運用しているところである。

平成28年3月からは、スマートフォンからの投稿も可能となるよう改良されたところであるので、各都道府県等におかれては、このシステムをより一層ご活用いただくとともに、管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その利用の促進をお願いしたい。

(参考 URL: <http://www.techno-aids.or.jp/>)

エ 地域における障害者自立支援機器の普及促進

近年の各種技術の進歩などにより、障害者向けの支援機器の開発が進んでいるが、地域における障害者のみならず、病院や市町村からは、どういった支援機器があるか分からない、活用できるか分からないといった声がある。

一方、開発を行う企業としても、障害者がどのような困りごとがあるか、どのような支援機器があると生活や社会参加に役立つか、ニーズを把握する機会が乏しいといったご意見が見受けられるところである。

そのため、支援機器に関する相談窓口の設置、支援機器の展示、ニーズや地域資源等の情報収集・発信を通じ、支援機器を広く普及する地域拠点「障害者支援機器活用センター」を整備する「地域における障害者自立支援機器の普及促進事業」を、平成28年度に地域生活支援事業（指定都市を含む都道府県事業）のメニューとして追加したところである。

平成31年度からは、地域の状況により柔軟に事業を実施できるよう、「地域における障害者自立支援機器の普及促進事業」を廃止し、障害福祉分野及び支援機器に関する専門的な知識や経験を有する理学療法士・作業療法士等のプロジェクトマネージャーを配置し、地域の医療福祉施設、リハビリテーションセンター等、既存の介護分野の取組等の社会資源による事業実施を可能とする「障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業」を新たに創設した。当事業においては、プロジェクトマネージャーの統括のもと、支援機器の相談窓口の設置や支援機器のニーズへの対応、地域の関係機関のネットワーク構築等を行い、支援機器を活用した障害者の自立と社会参加の促進を図ることとした。

各都道府県、指定都市におかれては、積極的に当該事業の活用をご検討いただき、より障害者のニーズに即した支援機器の開発が促進されるとともに、支援機器の必要な方に適切な支援機器がより確実に届くよう、地域における障害者の支援環境の充実を図っていただきたい。

(資料3-5) 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要等

資 料

平成31年度予算(案)の概要(地域生活支援事業等)

- 平成31年度予算案における地域生活支援事業等補助金については以下の見直しを行い495億円を計上。

平成31年度予算案

平成31年度予算案ベースの事業メニューは次頁以降に掲載。

地域生活支援事業費等補助金	495億円	(平成30年度予算額493億円)	
(うち地域生活支援事業)	441億円	(平成30年度予算額451億円)	補助率：50/100以内
(うち地域生活支援促進事業)	54億円	(平成30年度予算額42億円)	補助率：1/2又は定額

主な見直し内容

交付要綱・実施要綱(案)については(資料1-2)から(資料1-4)を参照のこと。

1. 地域生活支援事業

- (1) 「家庭・教育・福祉連携推進事業」【新設】 (市町村事業:任意事業)
- (2) 「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」【新設】 (都道府県事業:必須事業)
※「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」のメニュー事業として創設
- (3) 「障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業」【新設】 (都道府県事業:任意事業)
※「地域における障害者自立支援機器の普及促進」を廃止し、事業内容を見直し
- (4) 「災害派遣精神医療チーム体制整備事業」【医療施設運営費等補助金へ移管】
※「広域的な支援事業」(都道府県:必須事業)の「精神障害者地域生活支援広域調整等事業」の1メニューを移管

2. 地域生活支援促進事業

- (1) 「医療的ケア児等総合支援事業」【新設】 (実施主体：都道府県・市区町村 補助率：1/2)
※「医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業」(地域生活支援促進事業)は本事業に統合
※「医療的ケア児支援促進モデル事業」(児童保護費等補助金)は本事業に統合
- (2) 「発達障害診断待機解消事業」【新設】 (実施主体：都道府県・指定都市 補助率：1/2)
※「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」(地域生活支援促進事業)は本事業に統合
- (3) 「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」【新設】 (実施主体：都道府県・市区町村 補助率：定額)
- (4) 「障害者ICTサポート総合推進事業」【新設】 (実施主体：都道府県・指定都市・中核市 補助率：1/2)
※「障害者ITサポートセンター運営」、「パソコンボランティア養成・派遣」、「視覚障害者用地域情報提供」(地域生活支援事業)を廃止し統合
- (5) 「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」【新設】 (実施主体：都道府県・指定都市・中核市 補助率：1/2)

平成31年度地域生活支援事業(市町村事業)

※赤字は平成31年度予算
(案)における見直し内容

必須事業	
1	理解促進研修・啓発事業
2	自発的活動支援事業
3	相談支援事業 (1) 基幹相談支援センター等機能強化事業 (2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
4	成年後見制度利用支援事業
5	成年後見制度法人後見支援事業
6	意思疎通支援事業
7	日常生活用具給付等事業
8	手話奉仕員養成研修事業
9	移動支援事業
10	地域活動支援センター機能強化事業

任意事業	
1	日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) 訪問入浴サービス (3) 生活訓練等 (4) 日中一時支援 (5) 地域移行のための安心生活支援 (6) 巡回支援専門員整備 (7) 相談支援事業者等(地域援助事業者)における退院支援体制確保 (8) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
2	社会参加支援 (1) レクリエーション活動支援 (2) 芸術文化活動振興 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 奉仕員養成研修 (5) 複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進 (6) 家庭・教育・福祉連携推進事業
3	就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 知的障害者職親委託

(参考) 交付税を財源として実施する事業

- ・ 相談支援事業のうち障害者相談支援事業 ・ 地域活動支援センター基礎的事業
- ・ 障害支援区分認定等事務 ・ 自動車運転免許取得・改造助成 ・ 更生訓練費給付

平成31年度地域生活支援事業(都道府県事業)

※赤字は平成31年度予算(案)における見直し内容

必須事業	
1	専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
2	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業
3	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
4	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
5	広域的な支援事業 (1) 都道府県相談支援体制整備事業 (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業(※) (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

任意事業	
1	サービス・相談支援者、指導者育成事業 (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業 (2) 相談支援従事者等研修事業 (3) サービス管理責任者研修事業 (4) 居宅介護従業者等養成研修事業 (5) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (6) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (7) 精神障害関係従事者養成研修事業 (8) 精神障害支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業 (9) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業

任意事業	
2	日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練 (3) 音声機能障害者発声訓練 (4) 児童発達支援センター等の機能強化等 (5) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進 (6) 医療型短期入所事業所開設支援 (7) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業
3	社会参加支援 (1) 手話通訳者の設置 (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 点字による即時情報ネットワーク (5) 都道府県障害者社会参加推進センター運営 (6) 奉仕員養成研修 (7) レクリエーション活動等支援 (8) 芸術文化活動振興 (9) サービス提供者情報提供等 (10) 障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業 (11) 企業CSR連携促進
4	就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援) (3) 一般就労移行促進 (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等
5	重度障害者に係る市町村特別支援

(参考) 交付税を財源として実施する事業 ・ 障害児等療育支援事業

(※) 「災害派遣精神医療チーム体制整備事業」を医療施設運営費等補助金へ移管

平成31年度地域生活支援促進事業

※赤字は平成31年度予算(案)における見直し内容

○ 発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業
(補助率) 市町村事業:国1/2 都道府県事業:国1/2 又は 定額(10/10相当)

都道府県事業

- | | |
|-------------------------------|--|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業 | 13 成年後見制度普及啓発事業 |
| 2 かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 | 14 アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 |
| 3 発達障害者支援体制整備事業 | 15 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業 | 16 ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 |
| 5 障害者就業・生活支援センター事業 | 17 「心のバリアフリー」推進事業 |
| 6 工賃向上計画支援等事業(※) | 18 身体障害者補助犬育成促進事業 |
| 7 就労移行等連携調整事業 | 19 発達障害児者及び家族等支援事業 |
| 8 障害者芸術・文化祭開催事業(※) | 20 発達障害診断待機解消事業 |
| 9 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 | 21 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 |
| 10 医療的ケア児等総合支援事業 | 22 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業(※) |
| 11 強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修) | 23 障害者ICTサポート総合推進事業 |
| 12 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 | 24 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業 |

注(※)の事業は定額(10/10相当)補助を含む。

市町村事業

- | | |
|---------------------|--|
| 1 発達障害児者地域生活支援モデル事業 | 19 発達障害児者及び家族等支援事業 |
| 4 障害者虐待防止対策支援事業 | 22 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業(※) |
| 10 医療的ケア児等総合支援事業 | 25 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 |
| 13 成年後見制度普及啓発事業 | |

注(※)の事業は定額(10/10相当)補助を含む。

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱改正の平成31年度改正について(案)

○ 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について(平成21年8月25日厚生労働省発障0825第1号厚生労働事務次官通知)別紙「地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」新旧対照表(案)【平成31年4月1日適用】

【地域生活支援事業等関係部分抜粋】

※傍線の部分は改正部分

改正(案)					現行				
別紙 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱 1~15 (略)					別紙 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱 1~14 (略)				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	地域生活支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、 <u>広告料</u>)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金 (〔 〕内は、 <u>社会福祉法人等事業</u> における対象経費名である。)	50 100	地域生活支援事業	地域生活支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	地域生活支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費 <u>及び</u> 修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料 <u>及び</u> 広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等 (〔 〕内は、 <u>公益法人等事業</u> における対象経費名である。)	50 100
	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	発達障害児者地域生活支援モデル事業の実施に必要な報酬、給料、共済費、諸謝金、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、 <u>修繕料</u>)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、 <u>広告料</u>)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 2	地域生活支援促進事業	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	発達障害児者地域生活支援モデル事業の実施に必要な報酬、給料、共済費、諸謝金、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費 <u>及び</u> 修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料 <u>及び</u> 広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 2	
		2. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 研修1回あたり年額623千円	<u>かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施</u> に必要な報酬、賃金、共済費、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、 <u>修繕料</u>)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、 <u>広告料</u>)、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費	1 2		2. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 研修1回あたり年額623千円	<u>かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業</u> に必要な報酬、賃金、共済費、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費 <u>及び</u> 修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料 <u>及び</u> 広告料)、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費	1 2	
	3. 発達障害者支援体制整備事業 1か所あたり年額6,520千円 ただし、発達障害者地域支援マネジャーを複数配置した場合は、厚生労働大臣が必要と認めた額	発達障害者支援体制整備事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、 <u>修繕料</u>)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、 <u>広告料</u>)、委託料、使用料及び賃借料、	1 2		3. 発達障害者支援体制整備事業 1か所あたり年額6,520千円 ただし、発達障害者地域支援マネジャーを複数配置した場合は、厚生労働大臣が必要と認めた額	発達障害者支援体制整備事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費 <u>及び</u> 修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料 <u>及び</u> 広告料)、委託料、使用料及び賃借	1 2		

		備品購入費、負担金	
4. 障害者虐待防止対策支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者虐待防止対策支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、 <u>広告料</u> ）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	<u>1</u> <u>2</u>	
5. 障害者就業・生活支援センター事業 1か所あたり年額4,712千円	障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）において必置職員を配置するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、 <u>備品購入費</u>	<u>1</u> <u>2</u>	
6. (1) 工賃向上計画支援等事業 （基本事業） 厚生労働大臣が必要と認めた額	工賃向上計画支援等事業（基本事業）の実施に必要な賃金、 <u>報償費</u> 、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、 <u>会議費</u> 、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、委託料、使用料及び賃借料	(1) 基本事業 <u>1</u> <u>2</u>	
6. (2) 工賃向上計画支援等事業 （特別事業） 厚生労働大臣が必要と認めた額	工賃向上計画支援等事業（特別事業（ <u>障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業を除く</u> ）の実施に必要な賃金、 <u>報償費</u> 、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、 <u>会議費</u> 、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、 <u>保険料</u> ）、委託料、 <u>使用料</u> 及び賃借料	(2) 特別事業 <u>10</u> <u>10</u>	
6. (3) 工賃向上計画支援等事業 （特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業） 1か所あたり年額30,000千円	工賃向上計画支援等事業（特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業）の実施に必要な賃金、 <u>報償費</u> 〔 <u>謝金</u> 〕、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、 <u>会議費</u> 、印刷製本費、光熱水費、 <u>修繕料</u> （改造費））、役務費（通信運搬費、手数料、 <u>保険料</u> ）、備品購入費、委託料、 <u>使用料</u> 及び賃借料、補助金 <u>（〔 〕内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）</u>	(3) 特別事業 <u>1</u> <u>2</u>	
7. 就労移行等連携調整事業 1か所あたり年額4,712千円	就労移行等連携調整事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、 <u>備品購入費</u>	<u>1</u> <u>2</u>	
8. 障害者芸術・文化祭開催事業 1か所あたり年額70,500千円	障害者芸術・文化祭開催事業の実施に必要なと厚生労働大臣が認めた経費	<u>10</u> <u>10</u>	
9. 障害者芸術・文化祭のサテライ	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業の実施	<u>1</u> <u>2</u>	

		料、備品購入費、扶助費、負担金、 <u>補助金、助成金、交付金等</u>	
4. 障害者虐待防止対策支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者虐待防止対策支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び <u>修繕料</u> ）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び <u>広告料</u> ）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	<u>1</u> <u>2</u>	
5. 障害者就業・生活支援センター事業 1か所あたり年額4,712千円	障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）において必置職員を配置するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び <u>修繕料</u> ）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料 <u>並びに</u> 備品購入費	<u>1</u> <u>2</u>	
6. (1) 工賃向上計画支援等事業 （基本事業） 厚生労働大臣が必要と認めた額	工賃向上計画支援等事業（基本事業）の実施に必要な賃金、 <u>謝金</u> 、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び <u>修繕料</u> （改造費））、 <u>会議費</u> 、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、委託料 <u>並びに</u> 使用料及び賃借料	(1) 基本事業 <u>1</u> <u>2</u>	
6. (2) 工賃向上計画支援等事業 （特別事業） 厚生労働大臣が必要と認めた額	工賃向上計画支援等事業（特別事業）の実施に必要な賃金、 <u>謝金</u> 、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び <u>修繕料</u> （改造費））、 <u>会議費</u> 、役務費（通信運搬費、手数料及び <u>保険料</u> ）、委託料 <u>並びに</u> 使用料及び賃借料	(2) 特別事業 <u>10</u> <u>10</u>	
6. (3) 工賃向上計画支援等事業 （特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業） 1か所あたり年額30,000千円	工賃向上計画支援等事業（特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業）の実施に必要な賃金、 <u>謝金</u> 、旅費、共済費、報酬、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び <u>修繕料</u> （改造費））、 <u>会議費</u> 、役務費（通信運搬費、手数料及び <u>保険料</u> ）、備品購入費、委託料 <u>並びに</u> 使用料及び賃借料、補助金	(3) 特別事業 <u>1</u> <u>2</u>	
7. 就労移行等連携調整事業 1か所あたり年額4,712千円	就労移行等連携調整事業において必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び <u>修繕料</u> ）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料 <u>並びに</u> 備品購入費	<u>1</u> <u>2</u>	
8. 障害者芸術・文化祭開催事業 1か所あたり年額70,500千円	障害者芸術・文化祭開催事業の実施に必要なと厚生労働大臣が認めた経費	<u>10</u> <u>10</u>	
9. 障害者芸術・文化祭のサテライ	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業の実施	<u>1</u>	

	ト開催事業 1か所あたり年額10,000千円	に必要な報酬、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金（〔 〕内は、 <u>社会福祉法人等事業</u> における対象経費名である。）	
	10. 医療的ケア児等総合支援事業 1自治体あたり年額5,141千円	医療的ケア児等総合支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	1 2
	11. (1) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	(1) 基礎研修 1 2
	11. (2) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	(2) 実践研修 1 2
	12. 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金（〔 〕内は、 <u>社会福祉法人等事業</u> における対象経費名である。）	1 2
	13. 成年後見制度普及啓発事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	成年後見制度普及啓発事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	1 2
	14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費〔謝金〕、旅費、需	1 2

	ト開催事業 1か所あたり年額10,000千円	に必要な報酬、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、 <u>扶助費</u> 、負担金、 <u>補助金、助成金、交付金</u> （〔 〕内は、 <u>公益法人等事業</u> における対象経費名である。）	2
	10. 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業 1か所あたり年額2,034千円	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、 <u>会議費</u> 、使用料及び賃借料、備品購入費	1 2
	11. (1) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、 <u>扶助費</u> 、負担金、 <u>補助金、助成金、交付金等</u>	(1) 基礎研修 1 2
	11. (2) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、 <u>扶助費</u> 、負担金、 <u>補助金、助成金、交付金等</u>	(2) 実践研修 1 2
	12. 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、 <u>扶助費</u> 、負担金、補助金、助成金、交付金等	1 2
	13. 成年後見制度普及啓発事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	成年後見制度普及啓発事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金	1 2
	14. アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費〔謝金〕、旅費、需	1 2

	厚生労働大臣が必要と認めた額	用費（消耗品費、燃料費、食糧費【会議費】、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （〔 〕内は、 <u>社会福祉法人等事業</u> における対象経費名である。）	
15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費【謝金】、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費【会議費】、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （〔 〕内は、 <u>社会福祉法人等事業</u> における対象経費名である。）	$\frac{1}{2}$	
16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費【謝金】、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費【会議費】、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （〔 〕内は、 <u>社会福祉法人等事業</u> における対象経費名である。）	$\frac{1}{2}$	
17. 「心のバリアフリー」推進事業 1自治体あたり年額6,000千円	「心のバリアフリー」推進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（ <u>単価30万円以上の備品を除く。</u> ）	$\frac{1}{2}$	
18. 身体障害者補助犬育成促進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	身体障害者補助犬育成促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費【謝金】、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費【会議費】、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （〔 〕内は、 <u>社会福祉法人等事業</u> における対象経費名である。）	$\frac{1}{2}$	
19. 発達障害児者及び家族等支援事業 （都道府県及び指定都市） 厚生労働大臣が必要と認めた額 （市町村（指定都市を除き、中核市、特別区を含む）） 1カ所あたり年額2,827千円	発達障害児者及び家族等支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	$\frac{1}{2}$	

	厚生労働大臣が必要と認めた額	用費（消耗品費、燃料費、食糧費【会議費】、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （〔 〕内は、 <u>公益法人等事業</u> における対象経費名である。）	
15. 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費【謝金】、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費【会議費】、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （〔 〕内は、 <u>公益法人等事業</u> における対象経費名である。）	$\frac{1}{2}$	
16. ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業の実施に必要な賃金、報償費【謝金】、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費【会議費】、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、助成金、交付金 （〔 〕内は、 <u>公益法人等事業</u> における対象経費名である。）	$\frac{1}{2}$	
17. 「心のバリアフリー」推進事業 1自治体あたり年額5,000千円	「心のバリアフリー」推進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費	$\frac{1}{2}$	
19. 身体障害者補助犬育成促進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額	身体障害者補助犬育成促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、 <u>扶助費</u> 、負担金、補助金、助成金、交付金	$\frac{1}{2}$	
20. 発達障害児者及び家族等支援事業 （都道府県及び指定都市） 厚生労働大臣が必要と認めた額 （市町村（指定都市を除き、中核市、特別区を含む）） 1カ所あたり年額2,827千円	発達障害児者及び家族等支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費、 <u>扶助費</u> 、負担金、 <u>補助金、助成金、交付金等</u>	$\frac{1}{2}$	

	<p>20. 発達障害診断待機解消事業 (発達障害専門医療機関初診待機 解消事業) 1自治体あたり年額19,489千円 (発達障害専門医療機関ネットワ ーク構築事業) 1自治体あたり10,309千円</p>	<p>発達障害診断待機解消事業の実施に必要な報酬、 給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、 光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、 保険料、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備 品購入費、負担金</p>	<p>1 2</p>
	<p>21. 精神障害にも対応した地域包括 ケアシステムの構築推進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの 構築推進事業の実施に必要な報酬、賃金、社会保 険料等、報償費〔<u>謝金</u>〕、旅費、需用費(消耗品費、 燃料費、食糧費〔<u>会議費</u>〕、印刷製本費及び光熱水 料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、<u>広告料</u>)、 使用料、賃借料、委託料、補助金(上記の経費に限 る。) (〔<u> </u>〕内は、<u>社会福祉法人等事業における対象経 費名である。</u>)</p>	<p>1 2</p>
	<p>22. 地域のニーズに基づく効果的な 地域生活支援事業実施のための 実態把握事業 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事 業実施のための実態把握事業の実施に必要な賃金、 報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、 印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬 費、手数料、保険料、<u>広告料</u>)、委託料、使用料及び 賃借料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除 く。)</p>	<p>10 10</p>
	<p>23. 障害者ICTサポート総合推進 事業 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>障害者ICTサポート総合推進事業の実施に必 要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償 費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印 刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、 手数料、保険料、<u>広告料</u>)、委託料、使用料及び賃借 料、備品購入費、扶助費、負担金</p>	<p>1 2</p>
	<p>24. 意思疎通支援従事者キャリアバ ス構築支援事業 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>意思疎通支援従事者キャリアバス構築支援事業 の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(受講 料、教材費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本 費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手 数料、保険料、<u>広告料</u>)、委託料、使用料及び賃借料、 備品購入費</p>	<p>1 2</p>
	<p>25. 重度訪問介護利用者の大学修学 支援事業 ①支援時間が500時間以内の者 支援時間×3,920円又は800,000 円の低い方の額 ②支援時間が500時間を超える者 支援時間×1,600円</p>	<p>重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の実 施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、 報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、 印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運 搬費、手数料、保険料、<u>広告料</u>)、委託料、使用料 及び賃借料、備品購入費</p>	<p>1 2</p>
	<p>26. 特別促進事業</p>	<p>特別促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手</p>	<p>1</p>

	<p>21. 発達障害専門医療機関ネットワ ーク構築事業 1カ所あたり年額10,309千円</p>	<p>発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業の 実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済 費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食 糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費 (通信運搬費、手数料、保険料及び<u>広告料</u>)、委託 料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費、<u>扶助 費</u>、負担金、<u>補助金</u>、<u>助成金</u>、<u>交付金</u>等</p>	<p>1 2</p>
	<p>22. 精神障害にも対応した地域包括 ケアシステムの構築推進事業 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの 構築推進事業の実施に必要な報酬、賃金、社会保 険料等、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、 会議費、印刷製本費及び光熱水料)、役務費(通信運 搬費、手数料、保険料及び<u>広告料</u>)、使用料及び賃借 料、委託料、補助金(上記の経費に限る。)</p>	<p>1 2</p>
	<p>(新設)</p>		
	<p>(新設)</p>		
	<p>(新設)</p>		
	<p>23. 重度訪問介護利用者の大学修学 支援事業 ①支援時間が500時間以内の者 支援時間×3,920円又は800,000 円の低い方の額 ②支援時間が500時間を超える者 支援時間×1,600円</p>	<p>重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の実 施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、 報償費〔<u>謝金</u>〕、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、 食糧費〔<u>会議費</u>〕、印刷製本費、光熱水費及び修繕 料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料及び<u>広 告料</u>)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、 <u>扶助費</u>、<u>負担金</u>、<u>補助金</u>、<u>交付金</u>、<u>助成金</u> (〔<u> </u>〕内は、<u>公益法人等事業における対象経費名 である。</u>)</p>	<p>1 2</p>
	<p>18. 特別促進事業</p>	<p>特別促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手</p>	<p>1</p>

		厚生労働大臣が必要と認めた額	当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金 （〔 〕内は、 <u>社会福祉法人等事業</u> における対象経費名である。）	2
(以下略)				

別紙様式 1～別紙様式 1 2 別添のとおり

		厚生労働大臣が必要と認めた額	当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費 <u>及び</u> 修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料 <u>及び</u> 広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等 （〔 〕内は、 <u>公益法人等事業</u> における対象経費名である。）	2
(以下略)				

別紙様式 1～別紙様式 1 2 （略）

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

別紙1

1-1(1) 都道府県・自治体団体総表(直接補助分)

(都道府県・自治体団体名:)

区分	種目	対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助 率 (補助率) E	国庫補助 所要額 (E×補助率) F	既交付決定額 G	差し引き 追加交付 申請額 (F-G) H	備考
地域生活支援事業	地域生活支援事業①					50/100				
	1. 発達障害者等生活支援モデル事業					1/2				
	2. かかりつけ医療連携型対応力向上研修事業					1/2				
	3. 発達障害者支援体制整備事業					1/2				
	4. 障害者虐待防止対策支援事業					1/2				
	5. 障害者就業・生活支援センター事業					1/2				
	6.(1) 工賃向上計画支援事業(基本事業)					1/2				
	6.(2) 工賃向上計画支援事業(特別事業)					10/10				
	6.(3) 工賃向上計画支援事業(特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業)					1/2				
	7. 就労移行等連携調整事業					1/2				
	8. 障害者芸術・文化祭のサポート開催事業					10/10				
	9. 障害者芸術・文化祭のサポート開催事業					1/2				
	10. 医療的ケア児等総合支援事業(ピアサポート事業)					1/2				
	11.(1) 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業					1/2				
	11.(2) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業					1/2				
	12. 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業					1/2				
	13. 成年後見制度普及啓発事業					1/2				
	14. アルコール関連問題に取り組み民間団体支援事業					1/2				
	15. 薬物依存症に関する問題に取り組み民間団体支援事業					1/2				
	16. キャンプル等依存症に関する問題に取り組み民間団体支援事業					1/2				
	17. 「心のバリアフリー」推進事業					1/2				
	特別促進事業						1/2			
	18. 身体障害者補助犬育成促進事業						1/2			
	19. 発達障害児者及び家族等支援事業						1/2			
	20. 発達障害者等支援事業(発達障害者支援センター等)						1/2			
	21. 精神障害者に対する地域包括ケアシステムの構築推進事業						1/2			
22. 地域のニーズに基づいた効果的な地域生活支援事業実施のための実践促進事業						10/10				
23. 障害者ICTサポート総合推進事業						1/2				
24. 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業						1/2				
25. 特別促進事業						1/2				
小計②						49/49				
障害者自立支援事業等補助金										
重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業						1/2				
障害者自立支援給付金等システム事業						1/2				
障害福祉サービス等支援体制整備事業(補助率10/10対象分)						10/10				
障害福祉サービス等支援体制整備事業(補助率1/2対象分)						1/2				
小計③										
小計③										
合計(①+②+③)										

(注1) 都道府県については、本表に直接又は委託して実施する事業の所要額を記入すること。また、障害者自立支援機器等研発促進事業を実施する自治体については、本表に所要額を記入すること。

(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

(注4) F欄は、千円未満切り捨てすること。

(注5) G欄及びH欄は、交付要綱の8による変更申請のほかに斜線を引くこと。

～自治体・自治体団体は、関係する障害者総合支援事業費補助金所要額調と併せて提出し、障害者自立支援事業等補助金所要額調と併せて提出すること。

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

1- (2) 都道府県・実施団体総表 (間接補助分) (都道府県・実施団体名 :) (単位:円)

区分	種目	対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	都道府県 補助基本額 E	都道府県 補助予定額 F	国庫補助 基本額 G	(補助率)	国庫補助 所要額 (G×補助率) H	既交付決定額 J	差し引き 追加交付 (一部取消) 申請額 (H-I) J	備考
地域生活 支援事業 費等補助 金	地域生活支援事業 ①								50/100				
	6.(3)	工賃向上計画支援事業(特別事業)・特別事業のうち障害者の在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業)・)							1/2				
	12.	障害福祉サービスの専門性向上のための研修受産促進事業							1/2				
	14.	アルコール関連問題に取り組み民間団体支援事業							1/2				
	15.	薬物依存症に関する問題に取り組み民間団体支援事業							1/2				
	16.	キャンパル等依存症に関する問題に取り組み民間団体支援事業							1/2				
		特別促進事業							4/4				
	18.	身体障害者補助犬育成促進事業							1/2				
	21.	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業							1/2				
	26.	特別促進事業							1/2				
	小計 ②												
障害者総合支援事業費等補助金	障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率2-①対象分)												
	障害者自立支援機器等開発促進事業(補助率1-②対象分)												
	小計 ③												
	合計 (①+②+③)												

(注1) 都道府県については、本表に社会福祉法人等が行う事業に補助する額を記入すること。また、実施団体については、開発機器等開発促進事業に要する額を記入すること。

(注2) D欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。

(注3) E欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

(注4) G欄には、E欄とF欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

(注5) H欄は、千円未満切り捨てすること。

(注6) I欄は、交付要綱の8による変更申請のほかに斜線を引くこと。

(注7) 実施団体は、障害者自立支援機器等開発促進事業以外の欄には斜線を引くこと。また、A欄には、別表第4欄に定める開発機器等開発促進事業に要する額を記入すること。また、B欄には、別表第4欄に定める対象経費総額を、C欄には、C欄の額に補助率をかけた額とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。また、E欄には、別表第4欄に定める対象経費総額を、F欄には、F欄の額に補助率をかけた額とG欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。また、H欄には、別表第4欄に定める対象経費総額を、I欄には、I欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。また、J欄には、別表第4欄に定める対象経費総額を、K欄には、K欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

2-1(1)② 指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合・広域連合・一部事務組合・広域連合名： (単位：円)

区分	種目	対象経費 支出予定額 A	寄付金 その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	国庫補助 基本額 E	(補助率) F	国庫補助 所要額 (E×補助率) F	既交付決定額 G	差し引き (追加交付 一部取消) 申請額 (F-G) H	備考	
地域生活支援 事業費等補助 金	地域生活支援事業①											
	1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業(※2)						50/100					
	2. かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業(※1)						1/2					
	3. 発達障害者支援体制整備事業(※1)						1/2					
	4. 障害者虐待防止対策支援事業						1/2					
	10. 医療的ケア児等総合支援事業(※1)						1/2					
	13. 成年後見制度普及啓発事業						1/2					
	14. アルコール関連問題に取り組み民間団体支援事業(※2)						1/2					
	15. 薬物依存症に関する問題に取り組み民間団体支援事業(※2)						1/2					
	16. キャンプル等依存症に関する問題に取り組み民間団体支援事業(※2)						1/2					
	特別促進事業						4.9					
	19. 発達障害児者及び家族等支援事業(※2)						1/2					
	20. 発達障害診断待機解消事業専門医養成研修プログラム構築事業(※1)						1/2					
	21. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(※2)						1/2					
	22. 地域のニーズに基づき効果的な地域生活支援事業実施のための実証促進事業						10.10					
	23. 障害者ICTサポート総合推進事業						1.2					
	24. 意思疎通支援従事者スキルアップ支援事業						1.2					
	25. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業						1/2					
	26. 特別促進事業						1.2					
	小計②											
	障害者総合支援事業費等補助金											
	障害福祉サービス等支援体制整備事業(補助率10/10対象分)											
	障害福祉サービス等支援体制整備事業(補助率1/2対象分)											
	小計③											
	合計(①+②+③)											

(注1) 指定都市・中核市・一部事務組合及び広域連合については、本表に実施する事業の所要額を記入すること。
 (注2) D欄には、本通知から得られない基準額を記入すること。
 (注3) D欄には、C欄とD欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
 (注4) F欄は、千円未満切り捨てすること。
 (注5) G欄及びH欄は、交付要綱の8による変更申請のほかに斜線を引くこと。
 (注6) ※(1)は、事業を実施する指定都市のみ記入すること。
 (注7) ※(2)は、事業を実施する指定都市及び中核市のみ記入すること。

地域生活支援事業等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調

2-1(2)(3) 指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合・広域連合(開発補助)

(指定都市・中核市・広域連合・一部事務組合・広域連合名)

区分	科目	対象経費 支出予定額 A	交付金 その他の 収入予定額 B	委引額 (A+B) C	基準額 D	指定都市 中核市 広域連合 補助基本額 E	指定都市 中核市 広域連合 補助予定額 F	国庫補助 基本額 G	(補助率)	国庫補助 (G/H率) H	既交付決定額 I	差し引く 追加交付 (一部補助) 申請額 (I+J) J	備考
地域生活支 援事業費等 補助金	地域生活支援事業①								50/100				
	14. アルコール関連問題に取り組み民間団体支援事業(※)								1/2				
	15. 薬物依存症に関する問題に取り組み民間団体支援事業(※)								1/2				
	16. キャンプル等依存症に関する問題に取り組み民間団体支援事業(※)								1/2				
	特別促進事業								44				
	21. 精神障害にも対応した地域色居ケアシステムの構築推進事業(※)								1/2				
26. 認知支援事業								12					
小計②													
合計(①+②)													

(注1) 指定都市・広域連合・一部事務組合・広域連合については、本表に社会福祉法人等が行う事業に補助する額を記入すること。
 (注2) ①欄には、本通知から得られる基準額を記入すること。
 (注3) ②欄には、①欄と③欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
 (注4) ③欄には、①欄と②欄の額を比較して、少ない方の額を記入すること。
 (注5) ④欄は、千円未満切り捨てすること。
 (注6) ⑤欄及び⑥欄は、交付要領の8による必要申請のほかに特例を引くこと。
 (注7) ⑦欄は、事業を実施する指定都市・中核市の記入すること。

事業計画書

1㊦ 地域生活支援事業

(都道府県・市(区)町村等・広域連合・一部事務組合名 :)

<p>事業名</p>	<p>(例) 地域生活支援事業－相談支援事業</p>
<p>具体的な 事業内容</p>	

(注1) 事業計画書については、実施する事業ごとに1枚作成する。

(注2) 事業名については、地域生活支援事業等実施要綱に記載されている事業名のとおりに入力すること。

地域生活支援事業 所要額内訳

(都道府県名：)

事業名		所要額 (円)	算出内訳	備考
都道府県 必須事業	専門性の高い 相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業		
		高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業		
	専門性の高い 意思疎通支援 を行う者の養成 研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業		
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業		
		失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業		
		手話通訳者・要約筆記者派遣事業		
	専門性の高い 意思疎通支援 を行う者の派遣 事業	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業		
		失語症者向け意思疎通支援者派遣事業		
		意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業		
	広域的な支援 事業	都道府県相談支援体制整備事業		
精神障害者地域生活支援広域調整等事業				
都道府県 任意事業	サービス・相談 支援者、指導 者育成事業	障害支援区分認定調査員等研修事業		
		相談支援従事者塾研修事業		
		サービス管理責任者研修事業		
		居宅介護従業者等養成研修事業		
		身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業		
		音声機能障害者発声訓練指導者養成事業		
		精神障害関係従事者養成研修事業		
		精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業		
	日常生活支援	その他サービス・相談支援者、指導者育成事業		
		福祉ホームの運営		
		オストメイト社会通訳訓練		
		音声機能障害者発声訓練		
		児童発達支援センター等の機能強化等		
		矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進		
		医療型短期入所事業所開設支援		
	障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業			
	社会参加支援	手話通訳者設置		
		字幕入り映像ライブラリーの提供		
		点字・声の広報等発行		
		点字による即時情報ネットワーク		
障害者ITサポートセンターの運営				
パソコンボランティア養成・派遣				
都道府県障害者社会参加推進センター運営				
奉仕員養成研修				
レクリエーション活動等支援				
芸術文化活動振興				
就業・就労支 援	サービス提供者情報提供等			
	障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業 地域における障害者自立支援機器の普及促進			
	視覚障害者用地域情報提供			
	企業CSR連携促進			
必須事業 (市町村代行)	盲人ホームの運営			
	重度障害者在宅就労促進			
	一般就労移行等促進			
	障害者就業・生活支援センター体制強化等			
	重度障害者に係る市町村特別支援			
	相談支援事業	理解促進研修・啓発事業		
		自発的活動支援事業		
		基幹相談支援センター等機能強化事業		
		住宅入居等支援事業		
		成年後見制度利用支援事業		
成年後見制度法人後見支援事業				
意思疎通支援事業				
日常生活用具給付等事業				
特別支援事業	特別支援事業			
合計				

(注1) 都道府県については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

(注2) 合計が、別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調」の対象経費支出予定額欄と一致すること。

地域生活支援事業 所要額内訳

(市町村・**特別区**・広域連合・一部事務組合名 :)

	事業名	所要額 (円)	算出内訳	備考	
市町村 必須事業	理解促進研修・啓発事業				
	自発的活動支援事業				
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業			
		住宅入居等支援事業			
	成年後見制度利用支援事業				
	成年後見制度法人後見支援事業				
	意思疎通支援事業				
	日常生活用具給付等事業				
	手話奉仕員養成研修事業				
	移動支援事業				
地域活動支援センター機能強化事業					
市町村 任意事業	日常生活支援	福祉ホームの運営			
		訪問入浴サービス			
		生活訓練等			
		日中一時支援			
		地域移行のための安心生活支援			
		巡回支援専門員整備			
		相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保			
	協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援				
	社会参加支援	レクリエーション活動等支援			
		芸術文化活動振興			
		点字・声の広報等発行			
		奉仕員養成研修			
		複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進			
	家庭・教育・福祉連携推進事業				
	就業・就労支援	盲人ホームの運営			
知的障害者職親委託					
都道府県 必須事業	専門性の高い 相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業			
		手話通訳者・要約筆記者養成研修事業			
	専門性の高い 意思疎通支援 を行う者の養成 研修事業	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業			
		失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業			
		手話通訳者・要約筆記者派遣事業			
	専門性の高い 意思疎通支援 を行う者の派遣 事業	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業			
		失語症者向け意思疎通支援者派遣事業			
広域的な支援 事業	精神障害者地域生活支援広域調整等事業				
	発達障害者支援地域協議会による体制整備事業				
都道府県 任意事業	サービス・相談支援 者、指導者育成事業	精神障害関係従事者養成研修事業			
		精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業			
	日常生活支援	児童発達支援センター等の機能強化等			
		医療型短期入所事業所開設支援			
	社会参加支援	障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業 地域における障害者自立支援機器の普及促進			
視覚障害者用地域情報提供					
特別支援事業	特別支援事業				
合計					

(注1) 市町村(特別区・広域連合及び一部事務組合並びに指定都市及び中核市を含む)については、本表に、実施する事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

(注2) 合計が、別紙「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金所要額調」の対象経費支出予定額欄と一致すること。

(注3) 発達障害者支援センター運営事業、発達障害者支援地域協議会による体制整備事業、精神障害関係従事者養成研修事業、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業、**地域における障害者自立支援機器の普及促進障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業**は、事業を実施する指定都市のみ記入すること。

(注4) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、児童発達支援センター等の機能強化等、医療型短期入所事業所開設支援、**視覚障害者用地域情報提供**については、事業を実施する指定都市・中核市のみ記入すること。

(注5) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業は、事業を実施する指定都市・**中核市**・保健所設置市・特別区のみ記入すること。

2 地域生活支援促進事業

①㊟ 発達障害児者地域生活支援モデル事業

都道府県・市（区）町村名

1 事業実施計画書

①要国庫補助額	千円
②事業実施予定期間	(元号)平成 年 月 日 から (元号)平成 年 月 日 まで
③事業の具体的内容	

(注) ③は、実施する事業の事業項目、事業の実施方法等を具体的かつ詳細に記入すること。
当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。
また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

2 所要額内訳書

都道府県・市（区）町村名

経費区分	対象経費 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 賃 金 旅 費 消 耗 品 費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ・ ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計	円		

(注) 「経費区分」欄には、交付要綱4の別表第4欄に定められた対象経費により記入すること。

②〇 かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

(都道府県・指定都市名)

事業区分	事業内容				
	事業計画	○発達障害早期総合支援研修に対応した研修 ○発達障害地域包括支援研修:早期支援に対応した研修			
実施予定回数				合計	
受講者定員数					
講師予定数(注1)		(内数:)	(内数:)	(内数:)	
事業委託の有無		有・無	有・無	有・無	
委託先団体名					
備考(注2)					
○発達障害精神医療研修に対応した研修 ○発達障害地域包括支援研修:精神保健・精神医療に対応した研修					
実施予定回数				合計	
受講予定者数					
講師予定数(注1)		(内数:)	(内数:)	(内数:)	
事業委託の有無		有・無	有・無	有・無	
委託先団体名					
備考(注2)					
○発達障害支援医学研修に対応した研修					
実施予定回数				合計	
受講予定者数					
講師予定数(注1)		(内数:)	(内数:)	(内数:)	
事業委託の有無	有・無	有・無	有・無		
委託先団体名					
備考(注2)					
国庫補助申請額内訳書	事業区分	要国庫補助額	対象経費の支出予定額(単位:円)	経費区分(注3)	積算内訳
	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	千円	円	(例) 賃金 旅費 消耗品費 ○○○ ・ ・	(単価、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)

(注)「実施予定回数」欄には、年間で何回実施予定かを記載し、「受講者定員数」、「講師予定数」、「事業委託の有無」、「委託先団体名」「備考」欄には研修の予定を記入。

(注1)「講師予定数」欄の内数には、国研修を受講した講師数を記入。

(注2)「備考」欄は、特記すべき事項がある場合に記入。

(注3)「経費区分」欄には、交付要綱4の別表第4欄に定められた対象経費により記入。

③㊟ 発達障害者支援体制整備事業

都道府県・指定都市名

1 事業実施計画書

①要国庫補助額	千円
②事業実施予定期間	(元号)平成 年 月 日 から (元号)平成 年 月 日 まで
③地域支援体制サポート実施の有無	有 ・ 無
④家族支援体制整備実施の有無	有 ・ 無
④⑤事業の具体的内容	

(注) ④⑤は、実施する事業の事業項目、事業の実施方法等を具体的かつ詳細に記入すること。当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。
また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

2 所要額内訳書

都道府県・指定都市名

経費区分	対象経費 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 賃 金 旅 費 消 耗 品 費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ・ ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計	円		

(注) 「経費区分」欄には、交付要綱4の別表第4欄に定められた対象経費により記入すること。

④ 障害者虐待防止対策支援事業

事業実施計画書

都道府県・市町村等名

1) 事業名	平成○年度 障害者虐待防止対策支援事業
2) 支出予定額	円 <u>(総事業費ベース)</u>
3) 事業実施予定期間	(元号) 平成 年 月 日 から (元号) 平成 年 月 日
4) 事業の具体的内容	

所要額内訳書

事業内容	支出予定額（円）	内 訳
虐待時の体制整備事業市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備		
障害者虐待防止・権利擁護事業地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備		
専門性強化事業市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員等に対する研修		
連携協力体制整備事業障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業		
普及啓発事業その他障害者虐待防止に資する事業		
合 計		

※1 本表に、実施予定事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

※2 実施予定事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、合計額を記入すること。

※3 「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

⑤ 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）

事業実施計画書

(都道府県名 :)

施設名 (事業実施方法についても記載する)	前年度末 登録者数	1カ所あたりの 事業費見込額	生活支援員の 配置数	事業実施期間 ((元号)平成〇年〇月〇日～(元号)平成〇 年〇月〇日)
〇〇〇〇 (委託)				
合計				

※生活支援員の配置数は常勤換算でご記入ください。(本事業の補助金以外で配置予定の者も含む。)

⑥〇 工賃向上計画支援等事業

都道府県名

1. 事業実施計画書

基本事業

①事業名	(具体的な事業名を記入すること。)
②委託予定法人名 (委託する場合)	
③事業実施予定期間	(元号)平成 年 月 日 から (元号)平成 年 月 日 まで
④事業内容 (目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など)	

特別事業

①事業名	(具体的な事業名を記入すること。)
②委託予定法人名 (委託する場合)	
③事業実施予定期間	(元号)平成 年 月 日 から (元号)平成 年 月 日 まで
④事業内容 (目標工賃の設定・公表方法、達成状況の公表方法、目標達成のための具体的な方策・計画など)	

(注) ④は、今後、工賃向上計画に基づき実施する事業の事業項目、事業の実施方法等を記入すること。当該欄に記入困難な場合は任意様式で提出することも可。また、事業の実施に当たって参考となる資料があれば添付すること。

2. 所要額内訳書

都道府県名

①基本事業

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 謝 金 委員等旅費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

②特別事業

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 印刷製本費 委 託 料 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

⑦ 就労移行等連携調整事業

都道府県名

1. 事業実施計画書

① 委託予定法人名 (委託する場合)	
② 事業実施予定期間	(元号)平成 年 月 日 から (元号)平成 年 月 日 まで

2. 所要額内訳書

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 給 料 旅 費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

⑧ 障害者芸術・文化祭開催事業

都道府県名 _____

1 国庫補助所要額

(千円)

支出予定額 A	寄付金 その他収入 B	差引所要額 C	補助率 D (10/10)	国庫補助 所要額 E (C×D)

2 事業内容等

(1) 障害者芸術・文化祭

事業名	内 容
〇〇アートフェスタ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日時 ・ 開催場所 ・ 内容

(2) コーディネーター設置等

内 容

3 積算内訳

(1) 障害者芸術・文化祭開催経費

区分	支出予定額	積算内訳
(例) 諸謝金 印刷製本費 委託料 〇〇	円	

(2) コーディネーター設置等経費

区分	支出予定額	積算内訳
(例) 諸謝金 賃金 委託料 〇〇	円	

⑨ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

都道府県名 _____

1 国庫補助所要額

(千円)

支出予定額 A	寄付金 その他収入 B	差引所要額 C	補助率 D (1/2)	国庫補助 所要額 E (C×D)

2 事業内容等

事業名	内容
〇〇アートフェスタ	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日時 ・開催場所 ・内容

3 積算内訳

区分	支出予定額	積算内訳
(例) 諸謝金 印刷製本費 委託料 〇〇	円	

⑩ 医療的ケア児等総合支援事業

都道府県・市町村等名

1. 事業実施計画書

(ア) 協議の場の設置

<u>協議の場の設置予定</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実施回数</u> ○○回 ・ <u>主な議事内容</u> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>構成員の人数、職名等</u> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 20px; margin: 5px 0;"></div>
------------------	---

(イ) 医療的ケア児支援者養成研修の実施

<u>事業実施者（予定）</u> <u>（委託する場合は委託先を記入）</u>	<u>（例）</u> ○○県 委託先：社会福祉法人○○（一部委託・全部委託）
<u>研修実施回数（予定）</u>	<u>医療的ケア児等コーディネーター養成研修</u> _____年○回 延べ受講者数○○人 <u>支援者養成研修</u> _____年○回 延べ受講者数○○人 <u>喀痰吸引研修</u> _____年○回 延べ受講者数○○人

(ウ) 医療的ケア児等コーディネーターの配置

<u>配置予定の者の数</u>	○○人
<u>配置予定の者の資格</u>	○○の資格

(エ) 併行通園の促進

<u>併行通園を実施する医療的ケア児の数</u>	○○人
<u>併行通園元</u>	ex. 児童発達支援事業、放課後等デイサービス
<u>併行通園先</u>	ex. 保育所、幼稚園

(オ) 医療的ケア児等とその家族への支援

<u>実施内容</u>	
-------------	--

2. 所要額内訳書

(ア) 協議の場の設置

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 謝 金 委員等旅費 ○ ○ ○ .	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

(イ) 医療的ケア児支援者養成研修の実施

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 謝 金 委員等旅費 ○ ○ ○ .	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

(ウ) 医療的ケア児等コーディネーターの配置

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 謝 金 委員等旅費 ○ ○ ○ .	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

(エ) 併行通園の促進

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 謝 金 委員等旅費 ○ ○ ○ .	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

(オ) 医療的ケア児等とその家族への支援

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 謝 金 委員等旅費 ○ ○ ○ .	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

(廃止)

~~○—医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業~~

~~—都道府県・指定都市名—~~

~~1. 事業実施計画書~~

~~-(ア)—医療的ケア児等を支援する人材の養成~~

事業実施者(予定) (委託する場合は委託先を記入)	-(例)- ○○県 委託先: 社会福祉法人○○(一部委託・全部委託)
研修実施回数(予定)	支援者養成研修 —年○回—延べ受講者数○○人 コーディネーター養成研修 —年○回—延べ受講者数○○人

~~-(イ)—協議の場の設置~~

協議の場の設置予定	・実施回数—○○回— ・主な議事内容 () ・構成員の人数、職名等 ()
----------------------	---

~~2. 所要額内訳書~~

~~-(ア)—医療的ケア児等を支援する人材の養成~~

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考—
-(例)- 謝—金 委員等旅費 ○○○ ○○○ —・ —・	円	-(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。)- (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)-	
合計			

~~-(イ)—協議の場の設置~~

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考—
-(例)- 謝—金 委員等旅費 ○○○ ○○○ —・ —・	円	-(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。)- (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)-	
合計			

⑪-1㊟ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業

事業実施計画書

(都道府県名:)

事業名称	実施時期	日数	実施機関	受講者数	備考
〇〇〇〇				名	
△△△△				名	
合計				名	

※1 「事業名称」欄には、複数回の実施や複数の会場で実施する場合等に「第〇回△△研修」や「△△研修(〇〇会場)」等と記入すること。

※2 「実施機関」欄には、直接実施、委託実施または補助実施の区別を記入するとともに、委託(補助)実施の場合には、委託(補助)先の名称を記入すること。

※3 特記すべき事項があれば「備考」欄に記入すること。

⑪-2㊦ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業

事業実施計画書

(都道府県名:)

事業名称	実施時期	日数	実施機関	受講者数	備考
〇〇〇〇				名	
△△△△				名	
合計				名	

※1 「事業名称」欄には、複数回の実施や複数の会場で実施する場合等に「第〇回△△研修」や「△△研修(〇〇会場)」等と記入すること。

※2 「実施機関」欄には、直接実施、委託実施または補助実施の区別を記入するとともに、委託(補助)実施の場合には、委託(補助)先の名称を記入すること。

※3 特記すべき事項があれば「備考」欄に記入すること。

⑫ 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業

都道府県名 _____

事業内容

事業名称	研修種別	実施時期	日数	受講者数	備考
	<input type="checkbox"/> 強度行動障害支援者養成研修（基礎） <input type="checkbox"/> 強度行動障害支援者養成研修（実践） <input type="checkbox"/> 喀痰吸引等研修 <input type="checkbox"/> 同行援護従業者養成研修（一般） <input type="checkbox"/> 同行援護従業者養成研修（応用） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
合計					

※1 「研修種別」欄は、「強度行動障害支援者養成研修（基礎）」、「強度行動障害支援者養成研修（実践）」、「喀痰吸引等研修」、「同行援護従業者養成研修（一般）」、「同行援護従業者養成研修（応用）」、「その他」のうち、該当するものに印をつけること。

なお、「その他」については、具体的な研修種別を記載すること。

※2 「実施時期」、「日数」、「受講者数」欄については、対象とする研修種別ごとに記載すること。

※3 特記すべき事項があれば「備考」欄に記入すること。

⑬ 成年後見制度普及啓発事業

事業実施計画書

都道府県・市町村等名

1) 事業名	平成○年度 成年後見制度普及啓発事業
2) 支出予定額	円 <u>(総事業費ベース)</u>
3) 事業実施予定期間	(元号) 平成 年 月 日 から (元号) 平成 年 月 日
4) 事業の具体的内容	

所要額内訳書

事業内容	支出予定額（円）	内 訳
合 計		

※1 本表に、実施予定事業の対象経費及び算出内訳を記入すること。

※2 実施予定事業ごとに、対象経費の科目ごとの積算を行い、合計額を記入すること。

※3 「内訳」欄については、単価、員数、回数等を詳細に記入し、必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。

⑭⊖ アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業

都道府県・~~指定都市~~・~~中核市~~・市(区)町
村名

1. 事業実施計画書

基本事業

	実施予定団体名	実施内容
① ミーティング活動		
② 情報提供		
③ 普及啓発活動		
④ 相談活動		

※ 団体ごとに、人数や回数などの規模が分かるよう、具体的に記載すること。

2 支出予定額内訳書

① ミーティング活動

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 謝金 会場借料 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

② 情報提供

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 印刷製本費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

③ 普及啓発活動

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 印刷製本費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

④ 相談活動

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 諸 謝 金 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

※ 第4欄に定められた対象経費により記入すること。

※ 備考欄に、団体ごとの金額を記載すること。

⑮⊖ 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業

都道府県・ 指定都市 ・ 中核市 ・市(区)町 村名

1. 事業実施計画書

基本事業

	実施予定団体名	実施内容
① ミーティング活動		
② 情報提供		
③ 普及啓発活動		
④ 相談活動		

※ 団体ごとに、人数や回数などの規模が分かるよう、具体的に記載すること。

2 支出予定額内訳書

① ミーティング活動

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 謝金 会場借料 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

② 情報提供

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 印刷製本費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

③ 普及啓発活動

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 印刷製本費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

④ 相談活動

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 諸 謝 金 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

- ※ 第4欄に定められた対象経費により記入すること。
- ※ 備考欄に、団体ごとの金額を記載すること。

⑩ ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業

都道府県・~~指定都市~~・~~中核市~~・市（区）町
村名

1. 事業実施計画書

基本事業

	実施予定団体名	実施内容
① ミーティング活動		
② 情報提供		
③ 普及啓発活動		
④ 相談活動		

※ 団体ごとに、人数や回数などの規模が分かるよう、具体的に記載すること。

2 支出予定額内訳書

① ミーティング活動

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 謝金 会場借料 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

② 情報提供

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 印刷製本費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

③ 普及啓発活動

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 印刷製本費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

④ 相談活動

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 諸 謝 金 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

※ 第4欄に定められた対象経費により記入すること。

※ 備考欄に、団体ごとの金額を記載すること。

(全部改正)

⑰ 「心のバリアフリー」推進事業（事業計画書）

都道府県名

1. 事業内容

※事業計画を(1)から(3)までの事業種類別に記載すること（記入欄が不足する場合は適宜、行を追加すること）

(1) 広域的な広報活動・メディア展開

	事業の内容（広報の内容や手法を記載すること）	実施に当たっての工夫(注1)	対象エリア(注2)
1			市区町村
2			市区町村

注1) 「実施に当たっての工夫」欄には、事業の効果向上のために行う、障害者等と地域住民の幅広い参画や管内市区町村との連携等の取組を記載すること

注2) 「対象エリア」欄には、事業の対象範囲となる管内の市区町村の数を記載すること

(2) 広域的な展開を伴うイベント等の開催

	事業の内容（開催するイベント等の内容・回数や参加者の別（障害者等・地域住民）・人数等を記載すること）	実施に当たっての工夫(注1)	対象エリア(注2)
1			市区町村
2			市区町村

注1) 「実施に当たっての工夫」欄には、事業の効果向上のために行う、障害者等と地域住民の幅広い参画や管内市区町村との連携等の取組を記載すること

注2) 「対象エリア」欄には、事業の対象範囲となる管内の市区町村の数を記載すること

(3) 「心のバリアフリー」の推進に資する各種ツールの普及啓発

	事業の内容（ツールの普及の目的や手法を記載すること）	実施に当たっての工夫(注1)	対象エリア(注2)
1			市区町村
2			市区町村
対象ツール(注3)	ツールの種類		
	普及目標		

注1) 「実施に当たっての工夫」欄には、事業の効果向上のために行う、障害者等と地域住民の幅広い参画や管内市区町村との連携等の取組を記載すること

注2) 「対象エリア」欄には、事業の対象範囲となる管内の市区町村の数を記載すること

注3) 「対象ツール欄」には、上段に〇〇〇マーク(カード)、□□□運動などツールの具体的名称を、下段には障害者等に〇〇〇マークを障害者等に●個配布・地域住民●人に認知させる、□□□運動のサポーターを●人養成などの事業の数値目標を記載すること

2. 支出予定額内訳

※交付要綱別表第4欄の対象経費ごとに事業の支出予定額を記載すること（行の削除は行わないこと）

対象経費	対象経費支出予定額	積算内訳
報酬	円	
給料	円	
職員手当等	円	
賃金	円	
共済費	円	
報償費	円	
旅費	円	
需用費	消耗品費	円
	燃料費	円
	食糧費	円
	印刷製本費	円
	光熱水費	円
役務費	通信運搬費	円
	手数料	円
	保険料	円
	広告料	円
使用料及び賃借料	円	
備品購入費	円	
委託料	円	
合計	円	

※ 記入欄が不足する場合、行の追加は行わず、欄の幅を変更すること

※ 「合計」欄の額は別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援費補助金所要額調」A欄と一致させること

※ 「積算内訳」欄は、1に記載した事業との関係及び経費の内容、単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること

※ 「備品購入費」について、単価30万円以上のものは対象経費とならないことに留意すること

※ 必要に応じて、事業内容や経費の内訳に関する資料を添付すること

(全部改正)

⑱ 身体障害者補助犬育成促進事業

<u>都道府県名</u>

1. 事業計画書

基本事業

	<u>実施予定団体名</u> <u>(委託・補助する場合)</u>	<u>実施内容</u>
<u>①補助犬の育成</u> 計 <u>○頭</u> (<u>内訳</u> <u>盲導犬 ○頭</u> <u>介助犬 ○頭</u> <u>聴導犬 ○頭</u>)		
<u>②育成計画の作成</u>		
<u>③理解促進、普及・啓発</u>		

2 支出予定額内訳書

① 補助犬の育成

<u>経費区分</u>	<u>対象経費の</u> <u>支出予定額</u>	<u>積算内訳</u>	<u>備考</u>
<u>(例)</u> <u>委託料</u> <u>謝金</u> <u>印刷製本費</u> <u>○○○</u>	<u>円</u>	<u>(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。)</u> <u>(必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)</u>	
<u>合計</u>			

② 育成計画の作成

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 委託料 謝金 印刷製本費 〇〇〇	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

③ 理解促進、普及・啓発

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 委託料 謝金 印刷製本費 〇〇〇	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計			

※ 第4欄に定められた対象経費により記入すること。

※ 備考欄に、団体ごとの金額を記載すること。

19 発達障害児者及び家族等支援事業

(都道府県・市区町村名)

事業計画	事業区分	事業内容			
	発達障害児者及び家族等支援事業	○ペアレントメンター養成等事業			
		事業委託の有無	有・無		
		委託先団体名			
		実施内容			
		ペアレントメンターコーディネーターの配置	有・無		
		ペアレントメンターコーディネーターの人数			
		委託先団体名			
		○家族のスキル向上支援事業			
		ペアレントプログラム	実施	有・無	
			実施者の研修実施	有・無	
			事業委託の有無	有・無	
			委託先団体名		
		ペアレントトレーニング	実施	有・無	
			実施者の研修実施	有・無	
			事業委託の有無	有・無	
			委託先団体名		
		○ピアサポート推進事業			
		事業委託の有無	有・無		
		委託先団体名			
実施内容					
ファシリテーター	有・無				
○その他の本人・家族支援事業					
事業委託の有無	有・無				
委託先団体名					
実施内容					
国庫補助申請額内訳書	要国庫補助額	対象経費の支出予定額 (単位:円)	経費区分 (注)	積算内訳	
	千円	円	(例) 賃金 旅費 消耗品費 ○○○ ・ ・	(単価、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	

(注)「経費区分」欄には、交付要綱4の別表第4欄に定められた対象経費により記入。

⑳ 発達障害診断待機解消事業

(都道府県・指定都市名)

○事業計画書

(発達障害専門医療機関初診待機解消事業)

事業計画	事業区分	事業内容			
国庫補助申請額内訳書	発達障害専門医療機関初診待機解消事業	○アセスメント強化(ア)			
		医療機関名			
		診療科			
		アセスメント対応 職員の資格			
		○アセスメント強化(イ)			
		委託先機関名			
		○アセスメント強化(ウ)			
		ケースワーカーを 配置する機関名			
		○待機期間の縮小			
		現在の平均待機期間			
		事業導入後の 待機期間見込み			
		要国庫補助額	対象経費の 支出予定額 (単位:円)	経費区分 (注)	精算内訳
		千円	円	(例) 賃金 旅費 消耗品費 ○○○ ・ ・	(単価、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)

(発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業)

事業区分		事業内容				
事業計画	発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業	○事業実施について				
		事業委託の有無	有・無			
		委託先団体名				
		実施内容				
		○拠点医療機関				
		医療機関名				
		診療科				
		○発達障害医療コーディネーターの配置				
		職種				
		○待機期間の縮小				
		現在の平均待機期間				
		事業導入後の待機期間見込み				
		国庫補助申請額内訳書	要国庫補助額	対象経費の支出予定額 (単位:円)	経費区分 (注)	積算内訳
			千円	円	(例) 賃金 旅費 消耗品費 ○○○ ・ ・	(単価、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)

(注)「経費区分」欄には、交付要綱の別表第4欄に定められた対象経費により記入。

(廃止)

○ 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

(都道府県・指定都市名)

事業区分	事業内容			
	○事業実施について			
	事業委託の有無	有・無		
	委託先団体名			
	実施内容			
	○拠点医療機関			
	医療機関名			
	診療科			
	○発達障害医療コーディネーターの配置			
	職種			
	○待機期間の縮小			
	現在の平均待機期間			
	事業導入後の待機期間見込み			
	国庫補助申請額内訳書	要国庫補助額	対象経費の支出予定額 (単位:円)	経費区分 (注)
千円		円	(例) 賃金 旅費 消耗品費 ○○○ — —	(単価、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)

(注)「経費区分」欄には、交付要綱4の別表第4欄に定められた対象経費により記入。

㊦㊧ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

都道府県・指定都市・保健所設置市・特別区名

1. 事業実施計画書

(1) 国庫補助所要額

千円

※国庫補助所要額については、支出予定額内訳書の総合計金額に補助率1/2を掛けて、さらに千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。

(2) 事業実施予定期間

(元号)平成 年 月 日 から (元号)平成 年 月 日まで

(3) 実施事業

※実施予定の事業メニューに○を記入し、実施圏域名を記載すること。

事業メニュー	○	実施圏域名
①保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置		
②精神障害者の住まいの確保支援に係る事業		
③ピアサポートの活用に係る事業		
④アウトリーチ支援に係る事業		
⑤⑧措置入院者及び緊急措置入院者等の退院後の医療等の継続支援に係る事業		
⑥⑤入院中の精神障害者の地域移行に係る事業		
⑦⑨精神障害者の家族支援に係る事業		
⑧⑦精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業		
⑨⑥包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業		
⑩普及啓発に係る事業		
⑪⑩その他		

(4) 事業内容等

※適宜欄を追加のうえ、実施予定の事業メニュー毎に記載すること。

事業名	内容

2. 支出予定額内訳書

※適宜欄を追加のうえ、実施予定の事業メニュー毎に記載すること。

事業メニュー名()

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 報酬 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ・ ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計	円		

事業メニュー名()

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳	備考
(例) 報酬 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ・ ・ ・	円	(単価、員数、回数等を詳細に記入すること。) (必要に応じ、内訳を別紙で添付すること。)	
合計	円		

支出予定金額総合計 円

(新設)

⑫ 地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業（事業計画書）

自治体名	
------	--

1. 事業内容

※事業計画を記載すること

(1) 地域生活支援事業運営協議会の設置・運営

協議会の名称	
協議会の構成	
開催見込み	回／年

(2) 地域生活支援事業実態把握調査

対象事業	実施の有無※	対象地方公共団体（市区町村名）
日常生活用具給付等事業		
移動支援事業		
日中一時支援		

※「実施の有無」欄には、有又は無と記載すること

対象事業数	事業
-------	----

調査計画の概要	
事業の委託先 (直営の場合記載不要)	

2. 支出予定額内訳

※交付要綱別表第4欄の対象経費ごとに事業の支出予定額を記載すること（行の削除は行わないこと）

対象経費	対象経費支出予定額	積算内訳
賃金	円	
共済費	円	
報償費	円	
旅費	円	
需用費	消耗品費	円
	燃料費	円
	食糧費	円
	印刷製本費	円
	光熱水費	円
役務費	通信運搬費	円
	手数料	円
	保険料	円
	広告料	円
使用料及び賃借料	円	
備品購入費	円	
委託料	円	
合計	円	

※ 記入欄が不足する場合、行の追加は行わず、欄の幅を変更すること

※ 「合計」欄の額は別紙1「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援費補助金所要額調」A欄と一致させること

※ 「積算内訳」欄は、1に記載した事業との関係及び経費の内容、単価、員数、回数等が確認できるように記入すること

※ 「備品購入費」について、単価30万円以上のもは対象経費とならないことに留意すること

※ 必要に応じて、事業内容や経費の内訳に関する資料を添付すること

②③ 障害者ICTサポート推進事業

都道府県、指定都市、中核市名

事業形態	<p>当てはまるもの全てに○を付してください。</p> <p><u>ア 障害者に対するICT機器の紹介や利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点（「サポートセンター」等）を設置し運営する事業</u></p> <p><u>イ 障害者に対し、サピエ（※）等のインターネットを通じたサービスの利活用や、ICT機器の操作についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行う事業</u></p> <p><u>ウ 視覚障害者等の地域生活を支援するため、地域の広報誌やイベント案内などの地域情報を音声や点字などの利用しやすい媒体に加工しサピエ（※）等の障害者がアクセスしやすいネットワークにアップロードする事業</u></p> <p><u>（※）・・・視覚障害者総合情報ネットワーク</u></p>
事業の内容等	<p><u>ア 障害者に対するICT機器の紹介や利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点（「サポートセンター」等）を設置し運営する事業</u></p> <hr/> <p><u>1 事業実施者（委託先）</u></p> <p><u>2 事業内容</u></p> <p><u>3 管内の拠点数（各拠点の名称及び住所も記載すること）</u></p> <p><u>イ 障害者に対し、サピエ等のインターネットを通じたサービスの利活用や、ICT機器の操作についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行う事業</u></p> <hr/> <p><u>1 事業実施者（委託先）</u></p> <p><u>2 事業内容</u></p> <p><u>3 養成講座等開講回数（予定）</u></p> <p><u>4 派遣回数（見込み）</u></p> <p><u>ウ 視覚障害者等の地域生活を支援するため、地域の広報誌やイベント案内などの地域情報を音声や点字などの利用しやすい媒体に加工しサピエ等の障害者がアクセスしやすいネットワークにアップロードする事業</u></p>

	<u>1 事業実施者（委託先）</u> <u>2 事業内容</u> <u>3 アップロード先（予定）</u> <u>4 アップロード回数（見込み）</u>
--	--

		経費区分	支出予定額	内 訳
		ア 障害者に対するICT機器の紹介や利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点（「サポートセンター」等）を設置し運営する事業	<u>〇〇費</u> <u>〇〇費</u> <u>〇〇費</u> <u>……</u> <u>……</u>	
		合 計	円	
経費等		経費区分	支出予定額	内 訳
		イ 障害者に対し、サピエ等のインターネットを通じたサービスの活用や、ICT機器の操作についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行う事業	<u>〇〇費</u> <u>〇〇費</u> <u>〇〇費</u> <u>……</u> <u>……</u>	
		合 計	円	
	ウ 視覚障害者等の地域生	経費区分	支出予定額	内 訳

	<u>活を支援する</u> <u>ため、地域の広</u> <u>報誌やイベン</u> <u>ト案内などの</u> <u>地域情報を音</u> <u>声や点字など</u> <u>の利用しやす</u> <u>い媒体に加工</u> <u>しサピエ等の</u> <u>障害者がアク</u> <u>セスしやすい</u> <u>ネットワーク</u> <u>にアップロー</u> <u>ドする事業</u>	<u>〇〇費</u> <u>〇〇費</u> <u>〇〇費</u> <u>……</u> <u>……</u>	<u>円</u>	<u>(単価、員数、回数等が確認できるよ</u> <u>う</u> <u>記入すること。)</u>
		<u>合 計</u>	<u>円</u>	

(新設)

⑭ 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業

都道府県、指定都市、中核市名

(1) 現任職員スキルアップ支援事業

① 手話通訳士スキルアップ支援事業

<u>事業実施者</u> <u>(委託先)</u>			
<u>養成事業の内容</u> ※必要に応じてカリキュラム等の内容 が確認できる書類を添付する こと			
<u>講習時間数</u>		<u>時間</u>	
<u>受講状況</u>			
<u>受講定員</u>		<u>人</u>	
<u>受講(予定)人数</u>		<u>人</u>	
<u>修了(予定)人数</u>		<u>人</u>	
<u>登録(予定)人数</u>		<u>人</u>	
<u>前年度末総登録者数</u>		<u>人</u>	
<u>支出予定</u>	<u>経費区分</u>	<u>支出予定額</u>	<u>内 訳</u>
	〇〇費 〇〇費 〇〇費 …… ……	円	(単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。)
	<u>合 計</u>	円	

② 手話通訳者スキルアップ支援事業

<u>事業実施者</u> (委託先)			
<u>養成事業の内容</u> ※必要に応じてカリキュラム等の内容が確認できる書類を添付すること			
<u>講習時間数</u>		<u>時間</u>	
<u>受講状況</u>			
<u>受講定員</u>		人	
<u>受講(予定)人数</u>		人	
<u>修了(予定)人数</u>		人	
<u>登録(予定)人数</u>		人	
<u>手話通訳士試験受験(予定)者数</u>		人	
<u>支出予定</u>	<u>経費区分</u>	<u>支出予定額</u>	<u>内訳</u>
	〇〇費 〇〇費 〇〇費	円	(単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。)
	<u>合計</u>	円	

③ 手話奉仕員スキルアップ支援事業

<u>事業実施者</u> (委託先)			
<u>養成事業の内容</u> ※必要に応じてカリキュラム等の内 容が確認できる書類を添付 すること			
<u>講習時間数</u>		<u>時間</u>	
<u>受講状況</u>			
<u>受講定員</u>		人	
<u>受講(予定)人数</u>		人	
<u>修了(予定)人数</u>		人	
<u>登録(予定)人数</u>		人	
<u>前年度末手話通訳者総登録 者数</u>		人	
<u>手話通訳者の登録要件</u>		※〇〇試験に合格した者、などと記入。	
<u>支出予定</u>	<u>経費区分</u>	<u>支出予定額</u>	<u>内訳</u>
	〇〇費 〇〇費 〇〇費	円	(単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。)
	<u>合計</u>	円	

④ 要約筆記奉仕員スキルアップ支援事業

<u>事業実施者</u> (委託先)			
<u>養成事業の内容</u> ※必要に応じてカリキュラム等の内容が確認できる書類を添付すること			
<u>講習時間数</u>	<u>時間</u>		
<u>受講状況</u>			
	<u>受講定員</u>	人	
	<u>受講(予定)人数</u>	人	
	<u>修了(予定)人数</u>	人	
	<u>登録(予定)人数</u>	人	
<u>前年度末要約筆記者総登録者数</u>		人	
<u>要約筆記者の登録要件</u>		※〇〇試験に合格した者、などと記入。	
<u>支出予定</u>	<u>経費区分</u>	<u>支出予定額</u>	<u>内訳</u>
	<u>〇〇費</u> <u>〇〇費</u> <u>〇〇費</u>	円	(単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。)
	<u>合計</u>	円	

⑤ 盲ろう者向け通訳・介助員スキルアップ支援事業

<u>事業実施者</u> (<u>委託先</u>)			
<u>養成事業の内容</u> ※必要に応じてカリキュラム等の内 容が確認できる書類を添付 すること			
<u>講習時間数</u>	<u>時間</u>		
<u>受講状況</u>			
	<u>受講定員</u>	人	
	<u>受講（予定）人数</u>	人	
	<u>修了（予定）人数</u>	人	
	<u>登録（予定）人数</u>	人	
<u>前年度末盲ろう者向け通訳 ・介助員総登録者数</u>		人	
<u>盲ろう者向け通訳・介助員の 登録要件</u>		※〇〇試験に合格した者、などと記入。	
<u>支出予定</u>	<u>経費区分</u>	<u>支出予定額</u>	<u>内 記</u>
	<u>〇〇費</u> <u>〇〇費</u> <u>〇〇費</u> <u>……</u> <u>……</u>	円	(<u>単価、員数、回数等が確認できるよう記入 すること。</u>)
	<u>合 計</u>	円	

(2) 手話通訳士緊急確保対策事業

① 合格率向上対策講座

<u>受講状況</u>			
<u>受講（予定）人数</u>	人		
<u>修了（予定）人数</u>	人		
<u>手話通訳士試験受験（予定）人数</u>	人		
<u>旅費等の状況</u>			
<u>旅費支給人数</u>	人		
<u>（内訳）</u>	<u>経費区分</u>	<u>支出予定額</u>	<u>内訳</u>
	<u>〇〇費</u> <u>〇〇費</u> <u>〇〇費</u> <u>……</u> <u>……</u>	円	<u>（単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）</u>

② フォローアップ講座

<u>受講状況</u>			
<u>受講（予定）人数</u>	人		
<u>修了（予定）人数</u>	人		
<u>旅費等の状況</u>			
<u>旅費支給人数</u>	人		
<u>（内訳）</u>	<u>経費区分</u>	<u>支出予定額</u>	<u>内訳</u>
	<u>〇〇費</u> <u>〇〇費</u> <u>〇〇費</u> <u>……</u> <u>……</u>	円	<u>（単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。）</u>

25 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

事業計画書

市町村等名

1. 対象者ごとの障害支援区分、修学先大学、支援日数等

対象者No.	前年度からの継続 (○又は×)	障害支援区分 (4、5、6又は6(重度包括対象))	修学先大学名	支援延べ日数	支援延べ時間
1				日	時間
2				日	時間
3				日	時間
4				日	時間
5				日	時間

※ 不足する場合は、適宜行を追加すること。

2. 支援事業所数

箇所

3. 事業の実施方法

(支援事業所への委託等の方法)

(大学との調整方法)

②⑥ 特別促進事業

都道府県名	市町村等名	事業名	支出予定額（千円）	内訳（円）	備考

- ※ 都道府県が実施した場合、市町村等名は空欄とすること。
- ※ 必要に応じて、事業概要等を添付すること。
- ※ 内訳は、単価、員数、回数等が確認できるよう記入すること。